

第二十編 國際勞働問題

概 説

毎年一回開かれる國際勞働總會は本年も亦其第四回が十月ゼネヴァに開かれたが、餘り重要な問題は論議されなかつた。勞働理事會の組織改正や總會開會度數の問題は直接勞働者には關係なく、移民問題や失業問題も論ぜられたけれど、前者に就ては統計其他の情報の蒐集が、後者に就ては調査の計畫が議せられたのみで、何等問題の本質には觸れなかつた。

我が國の勞働代表選定に就ては、政府は又又勞働團體を無視した選定方法を探つた。又反対運動が起つた。然し本年に於て注目すべき現象は、國際勞働總會其者を否認せんとする傾向が、我が國の勞働團體間に現はれて來た事である。

一九一九年のワシントン總會以來、國際勞働總會は茲に回を重ねる事四回、勸告一此不景氣の際なれば、政府をして之を批准

が採擇されしに過ぎない。本年の總會は暫く措き、昨年の總會迄に條約案十六（ワシントン六、ゼノア三、ゼネヴァ七）を齎した。

以下、項を五つに分ち、第一に國際勞働事務局の組織、第二に勞働理事會の經過を述べ、第三に常設國際司法裁判所への諮詢の結果を掲げ、第四に第四回勞働總會に就き記し、第五に各國に於ける勞働條約案批准及び立法の狀況を示すであらう。

第一 國際勞働事務局

の組織

（附 勞働審理委員會）

國の經濟上の差異、各國の法律上憲法上の差異、社會的傳統等も批准を妨げるであらう。然し乍ら其最も根本的な原因は、現在の經濟組織の下に於ける國家の本質其者に存在する。現在の如き財界不況の際、資本家に大打撃を與へる様な條約案を批准して、之を國內に實施するが如きは、各國政府のよくなし得る所ではなく、又勞働者もれて居るので現在スキス國ゼネヴァに設けられた居るので現在スキス國ゼネヴァに設けられた居るので現在スキス國ゼネヴァに設けられた居るので現在スキス國ゼネヴァに設けられた居るので現在スキス國ゼネヴァに設けられた居るので現在スキス國ゼネヴァに設けられた居のである。局長はアルベルト・トーマ氏副局長はバトラー氏である。同局の組織大要左

實行せしむる程の勢力もないものである。

斯くの如くに考へる時、特殊國として幾多の除外例を認めしめた後賛成した多くのワシントン條約案に對して、我が樞密院が批准を拒んだのは、當然過ぎる程當然な事である。

の如くである。

- 1 局長書記課 課長フラーク
- 2 外交課(Diplomatic Division) 課長 フ・H・ラン

- 第一部 部長 ポーン
- 第二部 部長 グリムシヨウ

此課は平和條約第十三編諸條の示す各種の事務を分擔するものであつて國際労働總會の準備、組織及び書記事務、條約批准及び勸告による施設に關する事務、國際聯盟書記局との交通並に労働理事會の書記事務の如きものである。

- 3 調査課(Scientific Division) 課長 ロイ

- アル・ミーカー博士
情報及び翻譯部 部長 ジョンストン

- 労働立法部 部長 サンガーラ

- 出版部 部長 ウェルブレック

- 統計部 部長代理 カール・アリ・ラム博士

- 圖書部 代理司書

- 各種専門部(Technical sections)

- 移民及び失業部 主任 ヴィルヘルム

- 工業衛生部 主任 パルドー博士

- ロシア部 主任 ローテ博士

- 社会保険部 主任 リツテル博士

- 農業問題部 主任 ファーク博士

- 協同組合部 主任 ランダル

- 海事問題部 主任 ミロー教授

- 生産調査部 主任 リツツマン博士

此の課の主要なる事務は平和條約第三百九十六條によつて労働者の生活状態及び労働條件の國際的調査に關する一切の情報の蒐集配布及び之に關聯する諸種の事務であるが各種専門部は社會問題中の最も重要な方面に於ける最近の發展に就き常に事務局に新知識を供給する事を目的とするものである。

4 通信員

事務局が各國內の各種運動に密接に接近して其の状態を知り迅速なる調査研究に資せんため置かれて居るものである。

(フランス) ローク氏(パリー駐在)
(イギリス) ハーバート氏(ロンドン駐在)

(イタリー) カブリニ氏(ローマ駐在)
(北米合衆國) グリンウッド氏(ワシントン駐在)

(ドイツ) シュリッケ氏(ベルリン駐在)

5 事務局には左の如き出版物がある。
(イ)定期刊行物

一 國際労働評論

(International Labour Review) (月刊)

1) 公報(Official Bulletin) (黒刊)

2) 産業及び労働通報(Industrial and Labour Information) (週刊)、又は以前の「口報」Daily Intelligence に代つたものである。「産業及び労働通報」ロシア附錄(Russian supplement to 'Industrial and Labour Information') (隔週刊) 又はロシアに題する諸問題を掲載するものである。

Directory)(年刊)

(ロ)不定期刊行物

五 立法彙報(Legislative Series)

六 國際労働總會報告(Reports of the International Labour Conference)

(ハ) 隨時刊行物

七 研究及び報告(Studies and Reports)

八 其他

労働審理委員會

平和條約第四百十一條は労働審理委員會の組織を定めて居るが、之に依つて各國政府が任命した使用者労働者各代表及び中立員の本年末現在の名簿は左の如くである。

イ 使用者代表

(オーストリア) ヘム・カイザー博士、(ベルギー) シュ・ダールマンニュ氏、(アラジル) イルデフ・オング・ドユルタ氏、(ポリヴィア) イ・ガルシア氏、(カナダ) エス・アール・ハースン氏、(チエツコスロバキア) エイチ・ヴェステゼン氏、(フキンランド) アクセル・バルムグレン氏、(フランス) ヘム・ルマ・シャン氏、(ドイツ) ホーネスケン氏、(ギリシア) ハム・ツアノス氏、(インド) ジョー・H・ケー氏、(イタリー) ジ・バレルラ博士、(日本) 武藤山治氏、(ルクサンブル) エミール・メリッシュ氏、(オランダ) ア・H・フェルカーテ氏、

(ノルウェー)シェ・パウス氏、(パナマ)ジエ・エ・ツビータ氏、(ボーランド)ジエ・ツアグレチニイ氏、(ルーマニア)エス・シエルシエツ氏、(サ

ープクロアートスロヴェーナ)ヴェ・ヴエ・ヨヴアノウイツナ氏、(南アフリカ)ダブリウ・ゲミル氏、(スペイン)ア・サラ氏、(スエーデン)ベー・ペー氏、(スヰス)ベー・サヴオア氏、(ウルグアイ)アル・アルヴァレッジ・リストダ氏。

口 勞働者代表

(オーストリア)エー・ヒューバー氏、(ベルギー)

シェー・メルタシス氏、(ボリュイア)ジエ・エ・イ

バネツ氏、(ブラジル)アンドラー・テ・ベッエラ

氏、(ブルガリア)エリガール・ダノフ氏、(カナダ)

ジエー・ヤボンス氏、(チエツコスロヴアキ

ア)アル・テーヤリー氏、(デンマーク)ベー・ヘ

テボル氏、(フヰンラン)マッチ・パー・シヴォ

リ氏、(フランス)ベー・ミラン氏、(ドイツ)ベー

ト・グラスマン氏、(イギリス)ジエー・エイチ・

トーマス氏、(ギリシア)ティー・ランブリノ・プロス氏、(インド)エヌ・エム・ジョーシ氏、(イタ

リ)ベー・ボウチ氏、(日本)榎本卯平氏、(ル

クサンブル)ミシエル・シエットル氏、(オランダ)

エー・フインメン氏、(ノルウェー)オー・

オー・リアン氏、(パナマ)イー・アタムス氏、(ボ

ーランド)エス・ツラウスキ一氏、(サープクロ

アートスロヴェーナ)エー・クリスタン氏、(南

アフリカ)エー・クローフオード氏、(スペイン)

エフ・ラルゴ・カバレロ氏、(スエーデン)エー・ジ

ヨンソン氏、(スヰス)シェー・シユルヒ氏、(ウル

グアイ)エー・テベンヌ氏

ハ 中立員

(オーストリア)エマニュエル・アドラー氏、(ベ

ルギー)アー・ジューラン氏、(ボリヴィア)ビ-

エイチ・ガラルド氏、(布拉ジル)ラウル・フェル

ナンデス氏、(カナダ)シヤステイス・ダツフ氏、

(チエツコスロヴアキア)シエ・ボラセツク博士、

(デンマーク)エス・ノイマン氏、(フヰンラン)ベ

アイナル・ボエーケ氏、(フランス)ジエー・ゴダ

ール氏、(ドイツ)シモンズ氏、(イギリス)サウ

スホロー卿、(ギリシア)エス・セフェリアデス

教授、(インド)シエ・イー・ロウ氏、(イタリー)チ

エ・カリッセ教授、(日本)鎌田榮吉氏、(ルク

サンブル)レオン・カウフマン氏、(オランダ)

エム・ダブリュ・エフ・トロイプ博士、(ノルウェー

ー)ジー・エム・ルナンド氏、(パナマ)エー・モ

ジカ氏、(ボーランド)ジー・ブツエック教授、(ル

ーマニア)ティ・ガスチ博士、(サープクロア

トスロヴェーナ)エフ・ヴィンテツシャ博士、(南

アフリカ)エイチ・ウオリントン・スミス氏、(ス

ペイン)デ・アルテア伯、(スエーデン)エス・リ

ビング氏、(スヰス)ケー・ヴィルド氏、(ウルグ

アイ)イー・アセヴェド氏。

尙ほ審理委員會の職務權限に就ては平和條約
第四百十一條、第四百十三條乃至第四百十五
條、第四百十八條、及び第四百二十條參照。

第二 勞働理事會

(附 海軍聯合委員會)

一 勞働理事會の組織

勞働理事會は平和條約第十三編第一款第

一章第三百九十三條に規定せられた國際勞

働事務局の管理機關であつて二十四名の會

員より成り中、政府を代表する者十二名、

使用者を代表する勞働總會代表委員の選舉

したる者六者である。

二 一九二一年に於ける勞働 理事會の經過

一九二一年には第十一回より第十五回に
至る理事會と、十一月改選後の第一回理事
會が開催された。第十二回のローマ、第十
三回のインター・ラーケンを除いては、他は
皆ゼネヴァで開かれた。以下夫等の經過の
概要を述べよう。

第十一回勞働理事會

第十一回國際勞働理事會は一九二二年一
月十七日から十九日迄、ゼネヴァで開かれ
た。同理事會に於て討議せられた重なる事
項左の如くである。

(イ) 農業問題に對する國際勞働機關の權限に關

する常設國際司法裁判所の意見要求問題　局長は其報告に於てフランス政府が農業問題に関する國際労働機關の権限に就き常設國際司法裁判所の協議を要求し、ために本年一月開催の國際聯盟理事會では此の問題を次の會の議題とする事となつた旨述べた。次いでフランス政府のかゝる措置を探りたる明かな目的に就き説明を求められたのでフランス政府代表は述べて曰く「フランス政府の意思は平和條約第十四條により常設國際司法裁判所より助言的意見を聞かんと欲したに過ぎない。フランス政府はなるべく早く此問題の決定を見たる注意を守つたかどうかと云ふのである。

第四回理事會では、生産に影響し得べき總ての原因——勿論原因のいくつかは特別に重要なものとせられたが——を調査すると云ふ事だつたのである。報告第一卷の下刷りを觀た後、使用人側の會員數人は主張して曰く「調査の性質が當初とは違つて居る。蓋し事務局は、調査を、産業的生産と一般労働狀態との關係の問題に限らずして、ゼノアの理事會では話しおなかつた經濟的原因をも考慮してゐた譯である」と。此の問題の討議の経過から見て理事會は、將來に於ては、事いやしくも國際労働機關に關する以上常設國際司法裁判所の意見を求むる場合には總て豫め理事會に知らせる事が重要であるとの意見であつた。

(口)白鉛に關する論文の發行　白鉛問題に關する労働總會の決議もあるので事務局では此問題に就ての科學的の論文を發行しようとの意見がある。理事會員中には、かくの如きは、既に解決されし問題に就き舊き論争を再びする事になりはしないかとの懸念を抱くものもあつたが、結局、充分信するに足る事柄のみを載せる事として、右の書物の發行は決定さ

れた。
(ハ)海事聯合委員會　三月セネヴァに召集される事に決定した。

(ニ)生産調査問題　近く發行さるべき生産調査報告第一卷に就き長い議論が行はれた。事務

局は此調査をなすに當り種々の機會殊にゼノアに於ける第四回労働理事會の際に與へられたる注意を守つたかどうかと云ふのである。

(ホ)第四回國際勞働總會の議題問題　總會の議題たるべき各項目を考究するに先ち理事會は平和條約第四百條以下及び第四百二十二條に基き議題とさるべき項目と、總會へ持ち出されはするが條約案又は勸告となる事なき國際勞働機關の活動に關する一般的問題との間に劃する必要があると思はれる區別に就き長い間議論した。理事會は、局長が平和條約第四百一條に基き各締盟國に議題を送達するに際し、同封にて、總會へ提出さるべき一般的問題をも記すべきとの意見に賛成した。理事會は次いで議題の調査に進んだ。

ゼノア總會は労働理事會の構成變更をなす目的で平和條約第十三編改正の可能性を考究すべき旨の決議を可決したが、理事會は此問題を一九二二年總會の議題中に加へるに決し、締盟各國に送達すべき確定案を次の理事會へ提出する様定例委員會へ命じた。

理事會は、平和條約第十三編の一般的改正問題を議題中に加へんとの提案を否決したる後總會開會度數に關する現行規定の改正を議題に加へん事を八對三で可決し、此問題に關する報告を次の理事會迄に作成せん事を常例委員會に命じた。

理事會は昨年八月開かれた國際移民委員會

り最後に「國際勞働事務局作成の此報告は、如何なる事情の下に作成せられしかと云ふ事及び勞働理事會員側の諸意見を述べたる事務局の序文を附して發行さるべき」旨の決議が可決された。

の決議に含まれた問題のいくつかが議題とすべきや否やに就き審議したが、其等問題の一即ち「移民、歸國、移民輸送に關する統計的及び其他の材料を國際勞働事務局に送付する件」を議題とするに決した。蓋しその解決は將來の總會が移民問題を考究するの仕事を容易ならしめると思はれるからである。

尚一九二二年の總會では、議事規則の改正新勞働理事會員の選舉、第三回總會が勞働事務局になすべく要求した失業問題に關する報告の審査等が行はれるであらう。其他の審議事項中には局長の報告があるが其中では特に締盟各國が批准したる條約案の適用のため採りたる手段の概要及び前數回の總會で採用された條約案中のある者特に勞働時間に關する條約案の批准により生じた困難に就き異つた國々の間にに行はれし交渉の結果が述べられるであらう。

(一) 第三回國際勞働總會の決議の結果採らるべき諸行動

a 農業問題に關する諮詢委員會の設置 第三回總會では農業勞働に關する種々の問題を考究するため海事聯合委員と同じ様な農事聯合委員會を設くべしとの決議を可決した。理事會は、此委員會の設置を、常設國際司法裁判所が國際勞働機關の農業問題に關する權限に就き参考的意見を發表する迄延期すべしとなすフランス政府代表の提議を否決し、遂に十三對三で「國際勞働總會の決議に従ひ理事會は、次の會に於て農業委員會の設置をなす

べきを原則として決定し、それ迄にローマの國際農事協會と協力するの可能性を調査せん事を局長に要求する」旨の決議を可決した。

b 失業に關する調査 第三回總會では事務局が失業に關する國家的及び國際的見地並びに失業を防止する方法に就き特別の調查を開始すべき事、又理事會が、現在の失業の危機を終結せしむるが如き性質の國際的救濟方法を研究する國際會議開催のため必要な商議をなすべき事を決議した。

第一の點に就ては理事會は局長提議の如く事務局の用ひ得るあらゆる手段を盡して調査を遂行さるべきを決定し、第二の點に就ては理事會は「第三回總會が失業の危機を終結せしむる國際的救濟方法研究のための國際會議の召集を提議し、最高會議の決定にかかるセノア會議の開催は第三回總會の希望に副ふ所著しく且つセノア會議の目的が、勞働殊に失業問題と關係深きヨーロッパの改造にあるを思ひ、(一)事務局は喜んで總ての助力を致し、勞働及び產業問題に關する事務局の經驗と報道とを供する旨、最高會議へ通する事、(二)出来る丈け有效な援助を與へんため、理事會員が政府、使用人、労働者側より各二人宛、局長と共にセノア會議のため助力し得る様なすべき事」てふ決議を可決した。

c 癡兵の勞働狀態に關し専門家に協議する事 理事會は國際勞働機關の權限内に於て癡判所が國際勞働機關の農業問題に關する權限に就き参考的意見を發表する迄延期すべしとなすフランス政府代表の提議を否決し、遂に十三對三で「國際勞働總會の決議に従ひ理事會は、次の會に於て農業委員會の設置をなす

方法に關する提案に同意した。

d 非政府代表任命に就ての平和條約第三百八十九條の解釋に關する常設國際司法裁判所への協議 理事會は第三回勞働總會に於て採用せられる決議の趣旨に從ひ勞働總會に非政府代表者を任命する事に關する平和條約第三百八十九條の解釋に就き常設國際司法裁判所の意見を求める事に決した。而して勞働事務局は第三回勞働總會の際オランダ勞働代表任命に就き生じた争ひに關係ある書類及びワシントン、セノアの總會に於ける類似の事件に關する書類を常設國際司法裁判所に提出する事となつた。

e 炭疽病に關する諸問題を研究する諮詢委員會の設置理事總會は第三回總會の決議に従ひ炭疽病委員會を任命した。此委員會に代表者を送る事となつた國は左の諸國である。オーストラリア、ベルギー、フランス、アイルランド、イギリス、イタリー、印度、日本、南ア、スペイン、北米合衆國。

f 其他の決議に對する攻究は次の理事會に譲られた。

第十二回勞働理事會

第十二回勞働理事會はイタリー政府の招待により四月四日から七日迄ローマに開かれた。同理事會で問題となつた主要事項左の如くである

(イ) 農業諮詢委員會の設置 前の理事會で農業

問題を研究する委員會の設立が問題となり「ローマの國際農事協會と協力するの可能性

を調査せん事を局長に要求」したが、局長は農事協會長と交渉の結果、同協會は三人の代表者を出だす事を承諾し既に其任命を見た旨述べたので、農業問題が權限内なりや否やに就ての國際司法裁判所の判定を待つべしとの

フランス使用者代表の反対があつたけれども理事官は、アルチュール・ファンテース、カルリエ、ライパルト三氏に協會側の三代表者と共に該委員會組織の仕事に取りかゝらん事を委任した。

(ロ)條約案批准問題 條約案批准の状況を述べた局長の報告を審議するに際し、各國代表者は各自國に於ける批准状況を説明したが最後に「時間制條約案の部分的な細かい適用に就てのみでも之が修正を總會の議題とするは尙早たるを免れないから、局長は引き続き各國の批准状況に關し出来るだけ完全正確な情報を蒐集し、總會に一つの報告を提出せん事を求むる」旨の決議を可決した。

(ハ)セノア會議 前の理事會でゼノア會議に代表者を送る事を決議したがイタリーの外務大臣シヤンザ氏から、國際労働事務局から専門家を派遣されん事を要求する電報が來た。理事會の提議が容れられたのである。茲に於てか先づ、代表者は理事長の指揮の下に置かるべき事を決定し、次いで「理事會は、ゼノア會議への代表者が、會長が代表者の意見が一致したるを認めた時にのみ、國際労働事務

局の名に於て質問に答へ情報を供すべき事を命ずる」旨の決議を可決した。

(ニ)平和條約第八編改正に關する提案 理事會は議事規則委員會の作成した理事會組織及び労働總會開會度數に關する平和條約第三百八十九條を左の如き改正案を採用した。

理事會組織改正ニ關スルモノ

一 國際労働事務局ハ十六名ハ政府ヲ代表シ、八名ハ使用者ヲ代表シ、八名ハ労働者ヲ代表スル三十二名ヲ以テ構成スル理事會

ノ管理ノ下ニ置カルベシ

二 政府ヲ代表スル十六名中六名ハ、一名宛ハ夫レトフランス、ドイツ、イギリス、イタリー、日本及ビアメリカ合衆國ヨリ任命セラルベシ

三 他ノ十名ハ總會出席ノ總テノ政府代表ニヨリテソノ目的ノ爲メニ選定セラレタル構成國ノ政府ニヨツテ任命セラルベシ

上記ノ六國ノ一が若シ理事會ニ代表者ヲ選出セザル時、又ハ選出シエザル時ハ、其空位ハ總會出席ノ總テノ政府代表ニヨリソノ目的ノ爲メニ選定セラレタル構成國ニヨリ任命サル、一人ニヨリ充タサルベシ

若シ問題ノ國ガヨーロッパノ國ナラバ之ニ代ル構成國亦ヨーロッパノ國タルベク、同様ニ其國ガ非ヨーロッパノ國ナラバ之ニ代

ル構成國亦非ヨーロッパノ國タルベシ

四 使用者ヲ代表スル人々及ビ労働者ヲ代表スル人々ハ總會出席ノ使用者代表及ビ労働者代表ニ依ツテ夫レト、選舉セラルベシ。

使用者代表二名又労働者代表二名ハ非ヨーロッパ諸國ニ屬スベシ

五 理事會員ノ任期ハ一年タルベシ(總會ノ開會度數如何ニヨリテ定マル)

六 缺員補充及ビ代理員任命ノ方法其他類似ノ問題ハ總會ノ承認ヲ得ルコトヲ條件トシテ理事會ニ依ツテ決定セラルベシ

七 理事會ハ時宜ニ應ジ會員中ノ一人ヲ其議長ノ職ナトラシムルガ爲メニ選舉シ、自ラノ議事規則ヲ定メ、自ラノ會議ノ期日ヲ定期ベシ。理事會員中少クトモ十二名ヨリ書面ヲ以テ特ニ要求シタル場合ニハ特別會議ヲ開クベシ

八 理事會ハ、會議事項中ノ或問題ガ、理事會ニ代表者ヲ有セザル或國ニ特別ノ利害アリト認メシ場合ニハ、其國ノ政府ニ、該問題ノ討議ニ加ハルベク一ノ代表者ヲ任命スル様勧誘スル事ヲ得。但シ該代表者ハ投票權ヲ有セズ

總會ノ開會度數ニ關スルモノ

イ 第三百八十九條ヲ次ノ如ク改正スル事

〔構成國ノ代表者ノ總會ハ必要ニ應シテ隨時ニ且ツ少クトモ二年ニ一回之ヲ開クベシ

ロ 諸問題總會ト執行的總會トが交互ニ開カルトノ條件ノ下ニ第三百八十九條ノ現規定ヲ存置スル事

(ホ)財政委員會の報告 理事會は先づ一九二一年度の決算報告を承認し次いで一九二三年度の國際労働事務局の豫算八百五十三萬二千七百十二スキスフランを可決した。又理事會は、

費用を要する如何なる決定も豫め財政委員會

に報告を提出する事なくしてはなさるべきで
ないふ議事規則を理事會にも總會にも設け
度いとの財政委員會の提案を承認し、事務局
の設備費として十萬フラン、其他各種の費用
として十四萬千六百フランを一九二二年の豫
備金から支出する事を承認した。

(二)廢兵問題 第十一回理事會の決議に基き本
年三月二、三、四の三日間廢兵に關する問題を
審議する専門家の委員會がゼネヴァで開かれ
たが、理事會は此會合で決まつた提案を調査
した後、「此等諸問題の多數は廢兵にとり極めて
重要なるを認むるも、其提案の實現は目下
の所、財政が許さざるを以て、局長が引續き
此問題に關する調査を進め情報を蒐集せん事
を命ずる」旨の決議を可決した。

第十三回勞働理事會

第十三回勞働理事會はスヰス政府の招待
により七月二十五日から同一十七日迄、イ
ンターラーケンで開かれた。同理事會に於
ける主要事項は左の如くである。

(イ)鄉國勞働の問題 郷國勞働に就ての情報を
知らん事を國際勞働事務局に求める者多く且
つ此種問題研究の重要なに鑑み、特別の調
査をなすの可否に就き審議したる結果、理事
會は、「此問題の研究を外交課に委任し、一九
二三年度豫算の追加的提案調査の際、廢兵問
題研究の國際的中心を設け得るや否やを考究
すべき」旨の決議を可決し、又自國外に住す

決した。

(ロ)失業調査問題 第三回勞働總會の決議に基
き事務局が行ふべき失業調査には如何なる方
法を探るべきか理事會に謀られた。理事會
は、一般的性質の豫備的報告の案を立て之が
次の總會に提出さるべしと決定した。此報告
は先づ現在の失業危機の範圍に關する事實の
概略を記し、次に此危機を緩和せんため各國
政府の採りつゝある方策を述べ、最後に失業
危機の原因を擧げるであらう。

(ハ)海事聯合委員會 一九二二年三月パリにて
開かれた第二回海事聯合委員會は數個の勸告

を起草し、之に就き理事會が何等かの決定を
なさん事を求めたので、理事會は、「事務局は
（一）引續き漁業勞働狀態を調査し（二）海員に
對する社會保險の狀態の豫備的調査を行ひ
(三)四人の特別小委員會により、甲板積荷の
規制に與かる國內的國際的國體及び委員會と
交渉するの權を持ち（四）國際海員法起草事業
を繼續し（五）海員の失業に對する國際的保險
制度の調査を繼續し（六）商船上の勞働時間規
制の調査を繼續するであらう」との決議を可
決した。

(ニ)廢兵問題 第十二回理事會以後、幾つかの
國の廢兵團體から財政的援助を申込んで來た
ので、理事會は「廢兵の待遇に關する記錄發
行のため用ふるを許さる、ならば此寄附を受
くべく又一九二三年度豫算審議の際、廢兵問
題研究の國際的中心を設け得るや否やを考究
すべき」旨の決議を可決し、又自國外に住す

る廢兵に關する國際協約に就ての専門家の勧
告に對しては「専門家の意見を各關係政府に
通じ、國家間に協約締結を容易ならしむる役
立つあらゆる書類を用ひ、専門家の總てに最
も満足と考へられた原則を條約に於て尊重せ
しむるため全力を盡すの權限を局長に與ふ
る」旨の決議を也可決した。

(ホ)移民問題 國際移民委員會で決定した決議
に就ては理事會は國際勞働事務局が（一）外國
及び内國の勞働者の平等待遇（二）移民招致國
により移入民に與へらるゝ救助費の制限の問
題を直ちに調査すべしと決定した。

(ヘ)其他 上部シレジアに關する獨波條約内の
勞働諮詢委員の構成に際し理事會が依頼され
た任務の承認、オースタリー及びイタリー間
に於ける社會保險基金移轉に關する委員の任
命があり又第三回勞働總會に於ける四つの決
議（知的勞働者問題、消費組合問題、公用語問
題、原料分配問題に關するもの）に對して採
るべき措置等を決定した。

第十四回勞働理事會

第十四回勞働理事會は十月十一、十三の
兩日ゼネヴァで開かれた。主なる決定事項
左の如くである。

(イ)農業諮詢委員會 以前の會合に於て、理事
會は、ローマの國際農業協會と協力して一の
合同農業諮詢委員會を設ける事及び其委員會
の構成と職能とを決定したが委員の任命は之

を農業問題に關する事務局の權限に就ての常設國際司法裁判所の判定後迄を見、且つ農業方面の使用者と理事會の使用者國が協議し得る様にと延期されてゐた。然るに今や農業問題は其權限内にある事と決し且つプラッセルに於ける農業方面的使用者は此委員會に賛成したので、十三日の會合に於て次の如く委員の任命を見る事となつた。

政府側 労働理事會長

使用者側 カルリエ氏(ベルギー)

労働者側 ライパルト氏(ドイツ)

(口)其他 公用語としてドイツ語及びスペイン語を加へんとの問題は行政的及び財政的見地より現在の取り極めを變更せざる事に決定し、事務局の本部新築のため財政委員會より一の小委員會を任命する事に決定した。尙國際労働事務局と常設國際司法裁判所との關係其他に就いて決議がされた。

第十五回労働理事會

一九一九年ワシントンで選ばれた労働理事會の任期は今や終了した。其最後の會合は十一月一日ゼネラルで開かれた。議長フランセス氏は、新理事會に選出されないで退く會員に親善の意を表し、續いて、労働理事會の三年間の努力を感謝し、最後に國際労働事務局長アルベルト・トーマ氏の德と其下にある職員の盡瘁とを讃へた。理

事會を構成する政府、使用者、労働者の三團皆議長の言に賛成し、トーマ氏に謝意を表した。一人の會員は第一次労働理事會の會員中死亡せるミーオール・デス・プランケス氏(イタリー)、ラン氏(フランス)及びレギエン氏(ドイツ)に哀悼の意を表した。

労働理事會の改選

平和條約第三百九十三條の規定によれば、労働理事會は國際労働事務局の管理機關であつて二十四名の會員より成り、中、政府を代表する者十二名、使用者を代表する労働總會代表委員の選舉したる者六名、労働者を代表する労働總會代表委員の選舉したる者六名であつて、一政府を代表する者十二名中八名は八主要產業國の政府によつて任命せるべき事となつてゐる。然るに何れの國々が八主要產業國であるかに就て

大正十一年版三九三頁及び四〇二頁参照)。而して國際聯盟理事會は此點に關して前後二回に涉る日本代表石井氏の報告に基き本年九月三十日附「國際勞動機關を構成する諸國中現在產業の重要に於て首位を占むる八國は佛語のアルファベット順位に於て、ドイツ、ベルギー、カナダ、フランス、イギリス、インド、イタリー及び日本なるべき事を決す」との決議を採擇した。

十月三十日午後、第四回労働總會に集まる三代表者團は新會員の選舉を行つたが其結果左の如くである。

政府側 四名 テリー、フキンランド、ボーランド及びスペイン(以上四名と前記の八主要產業國よりの八名とで十二名の會員を構成す)。

使用者側 六名 リスゴー氏(イギリス)、ピノー氏(フランス)、オリヴェッチ氏(イタリー)、カルリエ氏(ベルギー)、ホダツチ氏(チエッコ・スロヴァキア)及びゼンミル氏(南アフリカ)。

労働者側 六名 ジュオー氏(フランス)、ウーデゲスト氏(オランダ)、パウルトン氏(イギリス)、ライパルト氏(ドイツ)トム・ムーア氏(カナダ)及びトールベリー氏(スエーデン)。

第一回労働理事會

十一月一日、第一次労働理事會の最後の會合が終了するや直ちに新理事會の第一回會合が、最年長者を議長として開かれた。

アルチュール・フォンテヌ滿氏が場一致で議長に再選された。カルリエ氏(使用者側)とウーデゲスト氏(労働者側)とが又、副議長に再選された。新理事會はアルベルト・トーマ氏に對する信任の意と、其仕事に對する同情の意とを表した。豫算委員會と議事規則委員會との任命の後、會合は閉ぢられた。

三 海事聯合委員會

國際勞働事務局には各種の専門の問題に就ての諮詢機關として幾つかの委員會が設けられて居る。茲には本年に設ける其會合が比較的重要と認めらるゝ海事聯合委員會に就て記すであらう。此委員會は一九二〇年三月の労働理事會の決議に基いて出來た委員會で船主側五人、海員側五人、理事會選出二人合計十二人の委員より成るもので

ある。其第二回會合は本年三月七八兩日パリに方て開かれた。同會合に於ける主たる審議事項は左の如くであつた。

(イ) 國際海員法典問題 第一回の會合(一九二〇年十一月)に於ては委員會は國際勞働事務局の國際海員法典案作成の計畫に賛成し、事務局が尙(一)各國政府に對し、ゼノア労働總會の勧告に基き國內法典制定のため採られ又は採るべき方法の通知を求め(二)國際法典作成方法に就ての覺書を各國政府、船主船員の團體に送つて意見を徵し(三)船員契約の國際的法典作成計畫の準備案を立てん事を要求した。而して之に關する印刷物が各國へ送られた。今回の第二回會合に於ては此等の仕事の進捗狀態、草案作成の仕事は一部既に海法専門家に依嘱されし事、次の會合には契約條項に就ての草案を委員會へ提出され得る豫定なる事などが報告された。委員會は、草案が契約條項と關係深き甲板上の訓練の問題を含むべき事、然し甲板上の訓練に關する一般規定の法典は獨立に作らるべき事を決定した。

(ロ) 海員の失業保険問題 此問題に就ては第一回會合の際事務局が各國に於ける此方面的制度を調査すべしと決定した。今回の會合には其報告が提出されたが、それは各國に於ける社會保險立法の現狀を叙し、ゼノア總會の勸告が希望に添ふ程充分守られて居る事を明かにした。故に委員會は局長が、未だ海員の失業保険制度を有しない國々をして之を創設せしむる事に全力をそゝがん事を求むる決議をした。尙國際的失業保険制度の創設に就ては委員會は最も重要な海國が各自海員の失業保険制度を有しない限り實際上の効果なきを思ひ、かゝる國際的制度の必要の有無、若し必要ありとせば如何なる基礎の上に此方面の國際的立法はなさるべきか等を決するための研究をなすは時期尙早であるとの決議を可決した。

(ハ) 海上労働時間問題 海員の労働に八時間制を適用する可能性はゼノアの總會の問題となり之に關する條約案は四十八對二十五で否決された。此總會終了後間もなく國際海員同盟は一九二〇年八月五日より十二日に亘つてプラッセルに例年の大會を開いた。此大會にゼノア總會が海員のために四十八時間制を確保するに失敗したる故を以て世界の海員は即時に總同盟罷業を目的とする國際的動搖を起すべしとの議案が提出されたのであるが之に對し船主と海員との間に仲裁の勞を執る事を求むるため國際勞働事務局長と會見すべき代表者を選任すべしとの修正的動議が提示され場一致を以て採用された。而して國際海員同盟の代表者は九月労働事務局長を訪び其の決議の旨を述べて仲裁の勞を執らん事を求める所あり局長は船主海員兩方の代表者を會合せしむる機會を造つて調停に努めんと試みたのである。かくて局長は國際船主同盟に其意のある所を通じたが該同盟は慎重考慮の末途に海上労働時間の問題に就いて何等かの協定を

見出さんため國際海員同盟の代表者と會見するの意嚮ある事を返電した。此返電は恰も海事聯合委員會の第一回會合がゼネヴァに於て開かれんとする直前に届いた爲めに此委員會に於て海員双方の委員等が來るべき調停會議の問題を詳細に討議して互ひに意見を疏通するの機會を得た。そして國際船主同盟ベルギー、デンマーク、ドイツ、イギリス、オランダ、スエーデンの六海國の船主を包含するものであるが調停會議に於ては能ふ限り他の諸海國の船主代表をも參加せしめるに努むる事を約した。かくして一九二一年の一月二十五日から二十六日にかけ船主及び海員の二大國際團體の代表者が事務局長を議長として時間問題に關する解決を得んためプラッセルに初會議を開いた結果(一)甲板部員機關部員に関するものと(二)其他一般海員に關するものと二個の小委員會を設けて引續き研究を重ねる事となつた。其後第一の小委員會は數次開催せられたけれど第二の小委員會は一回の會合をも催さず實際の解決方法は一も試みらるゝ所なくして交渉斷絶のまゝ過ぎて居た。本年の第二回海事聯合委員會に於ては海員側の委員は海員船主間の交渉の復活せらるべきを主張し少くとも佛國制度の如く四十八時間制が採用さるゝ様努力すべきであると論じた。殊に若し他の諸國にして海上労働時間に就き何等か新たな制度を採用せざらんかフランス商船は爲めに多大の困難に逢着すべき事を指摘した。之に對して船主側の代表委員は彼等

の力を以て如何ともなし能はざる現下の海運界の形勢並に一般經濟事情に鑑みて目下の所到底勞働時間の縮少を考慮する事不可能なるのみならず此問題に關する討議を開催すべき時機に就てすらも今の所容易に確答し難き旨述べた。然し船主側の委員もゼノア總會以來折角今日迄進捗して來た船主船員間の交渉を全然斷絶せしむる事が其の意に非ざる旨述べたので委員は六ヶ月を経て再び會合して此問題を討究するに決し、事務局に對して問題の研究に步を進め將來の交渉の其礎となるべき條件を見出すに努められん事を要求した。

(二)海員の健康保護問題 第一回の會合に於て傳染病に對して海員の健康を保護する事に關する決議がなされたが第二回の會合では事務局が之がために採つた措置即ち宣傳、國際保健事務局や國際聯盟保健との交渉が報告され、委員會は交渉繼續に對する事務局の提議を承認した。

政府から出たゝめに議論が沸騰した事は昨年度の本年鑑に之を詳説した。然るに本年一月の國際聯盟理事會第十回會合に於て國際勞働機關の農業勞働に關する權限有無の問題が公式にフランス政府代表オノト氏によつて提起せられ、五月の聯盟理事會は「國際勞働機關は農業に使用せらるゝ者の勞働状況を規律するの權限を有するや」との形に於て此問題に就て常設國際司法裁判所の意見を徵する事となつたのである。之に對して該裁判所は八月十二日附を以て其決定意見を發表し明かに國際勞働機關が此問題に就て權限を有する事を肯定した。此判決理由書は國際問題としての農業勞働問題を考慮する上に極めて有用であるから左に其大要を掲げる事とする。

判定理由書にはまづ『本問題に對するゲエルサイユ條約中の用語を吟味するにあたつて條約全體を通じたこれを見なければならぬこと従つて前後から切り離して個々の文句によつてのみその意義を決定してはならぬことはあきらかである』と述べて更に次ぎの如く詳説してゐる。

第三回労働總會に於て、總ての農業問題を議題より削除せんとの提議がフランス

第三回労働總會に於て、總ての農業問題を議題より削除せんとの提議がフランス

設置するにあつたこの事實自體が既にこの世で最も最大の産業であり且全世界の賃金生活者の大半を包含する所の農業が單に農業といふ文字が判然と條約正文の上に書き加へられてないからといふ理由で農業労働問題は國際労働機關の權限外たるべしと主張するものに對する一大鐵柵である。

條約第十三編が包括的な性質を有するものである事はその前文に明白に示されてゐる即ちこの前文は「多數の人民に對する不正困苦及び窮乏を伴ふ現今の労働狀態は大なる不安を醸生し延いて世界の平和協調を危殆ならしむ云々」と述べまたこれ等の狀態は諸方面において至急これを改善する事必要なりと聲明しその事例をかゝげて「(一)労働時間の制定殊に一日または一週の最善労働時間の限定(二)労働供給の調印(三)失業の防止(四)相應の生활なさゝふるに足る賃金制定(五)労働傷害及び疾病に對する労働者の保護(六)児童年少者及び婦人の保護(七)老年及び廢疾に對する施設(八)自國外において使用せらるゝ労働者の利益の保護(九)結社の自由の原則の承認及び(十)職業及び技術教育の組織といつてある該前文は更に進んで上記の事項を國際的に取扱ふ理由は「或國において人道的労働條件を採用せざるときは他の諸國のこれが改善を企圖するものに對し障害となる」にあることを述べてあるそしてこの事はそれ自體各種の工業に適用し得るとおなじく航海業にも適用し得るまた同様に漁業にも農業にも或程度まで

適用し得るものである若し或國が航海業や漁業や農業について人道的な労働條件を採用してゐるのに他の國がこれを採用してゐないといふ場合には矢張り人道的労働條件を採用した國は國際競争上不利益な立場に立つに至るのである。

ヴエルサイユ條約が明白に國際労働機關の權限を限定してゐるのは上記の如き條項であるしかしてその用語は殆ど極度に包括的なものである。労働總會の組織に關する條文(第三八九條)の用語もまた同様に頗る廣い『労働者を最もよく代表する産業上の團體』と書いてあつて英佛何づれの正文を探つて見ても農業はこの中に包含さるべきものである。また國際労働局の職能を規定する第三九六條の第一項及び第四項における用語を見ても英佛雙方の正文何づれも農業を包含し得る様に廣く書いてある。反對論者は第四二七條にかゝげてゐる一般原則中の或ものが農業に適用し得ないゆゑを以て労働論は農業労働を包含する意思で作られたものと見る事を得ないと主張した。第四二七條にかゝげてある一般原則とは(一)労働は單に貨物または商品と認むべきものにあらざること(二)被用者は使用者と同様に一切の適法なる目的のため結社するの權利を享有すべきこと(三)労働者に對しその時度を維持するに足る賃金を支拂ふべきこと(四)一日八時間または一週四十八時間の制は實行するに至らざる諸國においてはこれをそ

の到達の目標として採用すべきこと(五)日曜日をなるべく包含して二十四時間を下らざる毎週一回の休息を與ふるの制を採用すべきこと(六)兒童労働を廢止すべき事及び年少者の労働に對しその教育を繼續することを得且身體の正當なる發達を確保すべき制限を設くべきこと(七)同一價値の労働に對しては男女同額の報酬をうくべきこと(八)各國がその法令により定むる労働條件に關する標準は適法にその國に住居する一切の労働者に對する衝平なる經濟的待遇を確保すべきこと(九)各國は被用者の保護を目的とする法令を勵行する爲監督の制度を設け婦人をしてこれに參加ぬしむること等これであるこれ等の原則の大部分が他の産業の労働に適用し得ると同様に農業労働にも適用し得ることは論者もこれを否まなかつた、詳言せば第一、第二、第三、第七、第八の原則についてはこれを農業に適用する事を否定すべしといふ様なことは少しも主張されなかつた。問題にされたものは、第四、第五及び第九の原則についてであつた。こゝにおいてかこれ等の原則が一體農業に適用し得るものなるや否やまた適用し得るとすれば如何なる點まで適用し得るかを考察することが必要となつてくるが常識問題として次ぎの事は充分に指摘出来る。これは農業に關しても既に或程度において労働時間または兒童労働の一般制限が現存の立法により直接規律せられてゐるといふこともまた明かに第十三編中に包含されてゐる産業中の或ものにつ

いてもこれに對し労働時間兒童労働等の制限を確定的に嚴格に適用する事は農業に對すると同様の困難があるといふことである本問題に對しては斯かる困難がヴエルサイユ條約中に充分に認められてゐるのであつて第四二七條中にはこれらの原則を總ての國に總ての時に總ての種類に對し全部そのまゝ適用せざるべきからずといふ様な事を少しも規定してゐないといふことを明らかにすれば充分であるそれどころかこれ等の原則を總ての列記する前に判然と斯う聲明してゐる、即ち「締約國は氣候、慣行及び習俗、經濟上の機會並びに產業上の因襲の相違は労働條件の畫一を急速に實現することを困難ならしむるものと認む、然れども締約國は現に労働が單なる商品とみなされるべきものにあらずと認むるがゆゑに労働條件を規律する方法及び原則にして一切の產業社會が各自の特殊事情のゆるすかぎりこれが適用につとむべきものゝ存するを認む」と。ひるがへつて再び第四二七條を見るにその用語は疑ひもなく該條が極はめて廣い性質を有するものであることを示してゐるその第一項は第十三編において規定する「常設機關」は產業に從事する賃金生活者の身體上、道徳上及び智能上の福祉に關するものであることを態々斷つてゐる。しかしてそこに何等の制限もなくまたその裏に何等の制限も期待されてゐない、何ゆゑならば既に指摘した様に第十編はその最初において廣く常設機關の任務は労働狀態の改善にあることを聲明してゐる

からである。

かく解剖して見ると國際労働機關が農業に關しては無權限であるとの主張は結局は佛文の正文の幾つかの條項中たまく「Industrie並びに Industrielle」といふ語が使はれてありしかしてこの語は普通には製造に關するものなるがゆゑに第十三編は全部この範圍内にこれを限定して解しなければならない」といふ議論になつてくるしかしこ等の用語は前後の文句の關係上丁度英語の Industry (産業) または Industrie 産業的といふ字に該當する字が佛語には見付からなかつたためにやむを得ずこれを用ひたに過ぎないのである要するに第十三編全部を通觀するときは農業を包含することについて何等曖昧な點を見出だし得

ることについて何等曖昧な點を見出だし得るのであつて從つて當裁判所では農業労働がその中に包含されてゐることについて何等の疑ひをもはさまないなほまたこれを今までの實況に照して見ても條約が千九百十九年六月に調印されてから千九百二十一年十月に至るまで締約國中農業労働が國際労働機關の權限内にありや否やの點について問題を起したものは一つもなかつた。其まで農業問題は種々の形式で論議され處理された之等の事實は假りに條約中に多少曖昧な點があつたとしても農業を包含するものと決定するに充分な理由となるであらうのみならず農業を權限外なりと主張する論據は總て同様に航海業十九條の解釋に關する又此規定に從ひ労働者使用者代表を選定するに當り採るべき方法に關する常設國際司法裁判所の意見を聞くべく國際聯盟理事會に要求せん事を國際

國際勞動總會は殆ど全部海員のために捧げられたまたこの第二回總會において漁業における労働時間制限に關する勸告が可決せられたしかも航海業漁業の如き大なる産業の何れについてもそれが國際労働機關の權限内にないといふ様な議論は少しも起らなかつた。

最後に當裁判所がその判定を下すにあたつては平和會議の際に條約第十三編を準備起草した彼の國際労働法制委員會の議事録をも参考すべきであるとの要求もあつたが當裁判所は既に條約の正文それ自體の規定よりして充分農業労働は國際労働機關の權限内にありとの結論に達し得たのであるから敢て起草準備時代の文書を考證するの必要を認めないのであるが一面これ等準備書類中の何物も如斯結論に達することを妨害しないこともまた確實である。「以上の諸理由からして當裁判所は國際労働機關の權限は農業に使用せらるゝものの労働條件の國際的規律にも及ぶものなりとの意見であつて從つて付議せられたる問題については肯定的な回答をなす次第である」と結んでゐる。

二 平和條約解釋問題

第三回労働總會では「平和條約第三百八十九條の解釋に關する又此規定に從ひ労働者使用者代表を選定するに當り採るべき方法に關する常設國際司法裁判所の意見を聞くべく國際聯盟理事會に要求せん事を國際

労働總會は労働理事會に依頼する」旨の決議が成立したので本年一月の第十一回労働理事會は國際聯盟理事會に右の要求をなすべき事務局長に訓令し、局長は三月十七日之を要求したので五月の第十八回聯盟理事會は「第三回國際労働總會に於けるオランダの労働代表は平和條約第三百八十九條第三項に従つて任命されしものなりしや」の形で常設國際司法裁判所の決定を求むる事となつた。本年七月三十一日裁判所はオランダの労働代表は條約の規定に適合して任命されたものなる旨の判定を與へた。オランダには左の如き五つの主要なる労働組合がある。

- 一 労働組合オランダ聯合
一九二一年四月 組合員 二一八、五九六
- 二 ローマカソリック労働組合聯合
一九二一年四月 組合員 一五五、六四二
- 三 キリスト教國民労働組合聯合
一九二一年四月 組合員 七五、六一八
- 四 オランダ労働組合總同盟
一九二一年四月 組合員 五一、一九五
- 五 國民労働本部
一九二一年一月 組合員 三六、〇三八

のから出たので第一の労働組合オランダ聯合が抗議を提出したのである。今裁判所の判定の要旨を見ると、
労働組合オランダ聯合はオランダに於ける最大の組合である。最大の組合必ずしも最も代表的とは云ひ得ないが、假りに最も代表的なものと考へてもよい。平和條約第三百八十九條の代表的な文字に付き何等の定義が與へてないから政府は場合に應じて最も代表的と認める團體と協議すればよい。數の上から最大なるもの必ずしも最も代表的ではない。數は勿論重要な要素であつて他の條件が均しい限り數によつて決しなければならぬ。オランダ政府は労働組合オランダ聯合よりも他の三組合(三、四、五)が全體で労働組合オランダ聯合よりヨリよくオランダの労働者を代表すると認めたのである。然らば此場合労働組合オランダ同盟の同意を缺くも尙可なるか、之を決するには先づ産業上の團體とは單純なりや否やを決しなければならぬ。OrganizationsのSは使用者又は労働者とあるが故の複数であつて労働者のみの團體或は使用者のみの團體が複数なのではないとはオランダ聯合の主張であるが之は排しなければならぬ。第一項の規定を見れば労働者代表は一國の總ての労働者を代表するものである。故に一國に數個の労働團體ある場合には其總てを考慮に入れなければならぬ。或國に十一萬の組合員ある一組合と各十萬の組合員ある五組合とがある。

場合、オランダ聯合の説に從へば十一萬の組合員ある組合と協議せば他の組合が共同して推薦せし代表は之を無視するもいゝ事となる斯くの如きは極めて不合理と云はねばならぬ。オランダ聯合は尙主張する「假りに團體が複數なりとするも、最も代表的なオランダ聯合を含まざる三團體との協議は最も代表的な團體との協議ではないと、然し乍ら最も代表的な總ての團體と協議を遂げるが如き事は事實不可能である。只一つの團體のために大半數の労働者の意思に反して協議が妨げられるゝか如きは排されねばならぬ。總ての最も代表的な團體と協議を遂げる事が望ましい。然しそは一の理想である。各國政府は、場合に従ひ、其國の労働者を最もよく代表すと認めらるゝ協議を遂ぐるに全力をそゝぐを以て足る。故にオランダ政府の指置は條約違反ではない」と云ふにある。斯様にして團體なる文字は労働者又は使用者何づれに就ても複數と決定した。

第四 第四回國際労働

總會

一 會議事項及び會議期日

第四回總會の會議事項は左の如くである。

第三回總會への労働代表は右の第二のも

第一 ヴェルサイユ條約の第十三編及び他の平和諸條約の對當編の規定中改正の件

(イ) 労働理事會の組織の改正
(ロ) 總會の開會度數の變更

第二 移民に關する統計其他の情報を國際勞働事務局に通報するの件

今少しく之を説明すれば第一(イ)の労働理事會の組織改正問題は既に昨年の第三回總會の議題であつたが、事は平和條約の改正に關する重大問題で輕々に附すべきではないから、理事會で十分攻究の上、次の總會の議題とすべしと云ふ事となり今回の中會の議題となつたのであり又(ロ)の總會開會度數問題に就ては、理事會で嘗て平和條約第十三編の一般的改正の問題を總會の議題たらしめんとの議が起つたが此提議は排され、開會度數のみを議題たらしめる事となつたのである。次に第二の移民統計問題は其端を昨年八月の國際移民委員會の決議に發して居るのであるが、移氏に關する種々の複雜でデリケートな問題を議する前に十分豫備的な問題を審議するが必要だと

云ふ事になり今回の總會で、先づ統計其他の情報を蒐集を議する事に決したのである。

會議期日に就ては、十月十八日からスイスのゼネヴァで開かれる事となつた。

二 總會に關する國內諸問題

1 代表者選定

第四回總會への代表者選定に就き七月二十一日我が外務省は左の如く發表した。

第四回國際労働總會は来る十月十八日より瑞西國ジュネーヴに於て開催せらるべく代表委員及び顧問の派遣方に付右總會の會議事項の通告と共に事務局長より照會越の次第あり政府は政府代表委員の二名を任命し之に顧問及び隨員を附屬せしめ會議に參列せしむるの外成るべく從來と同様に民間代表委員即ち使用者側及労働者側の代表委員をも選任派遣したき考である尙同會議事項は左の通り。

第一 ヴェルサイユ條約の第十三編及他の平和諸條約の對當編の規定中改正の件

(イ) 労働理事會の組織の改正
(ロ) 總會の開會度數の變更

第二 移民に關する統計其他の情報を國際勞働事務局に通報するの件

然るに使用者代表委員に就ては商業會議所が其の會員には商工業及び海運業者の主要なる

ものを網羅し居るに依り之と協議した上右の代表委員を選任するの手順を執ることを得べく即ち六大都市の商業會議所に對し他の會議所とも協議の上適任の候補者三名を八月五日前に外務省平和條約事務局長迄推薦せんことを要望し右推薦ありたる者より指名派遣すべき筈なる處労働者側に付ては現にヴェルサイユ平和條約に所謂労働者を最も能く代表する團體を以て目し得べき程度の團體存在せるものなしと認むるに依り而も條約の趣旨は政府が代表委員を指名するに付ては成るべく労働者多數の意嚮を容るに在るものなることを慮り政府は労働者の意向を徵し衆望ある者を指定せんことに決し左の方法を採用し官業に付いては當該長官に、工場に付いては地方長官に、及鑛山に付ては鑛務署長に通牒を發したり尙海員に付いては遞信省に於て前例に依り海員側と協議して相當の方法を講ずるものとす。

一 官業及民營の工場又は鑛山並私設の鐵道及軌道に於て職工又は鑛夫若是從業員の數が三百人以上のものに付代表委員候補者を投票すべき銓衡員を左記イ、ロ、ハに依り夫夫職工又は鑛夫若是從業員中より選定せしむること

(イ) 銓衡員の割當數

三百人以上千人以下	一人
千人以上二千人以下	二人
二千人以上は千人迄を増す毎に一人を加ふ	

口 選定の方法

選定が労働者多數の意嚮を知るの方便なることを體し各工場に於て例へば工場委員會の設けある者にては之をして選定せしむる等工場又は鑛山等をして労働者の自由の意思を知るに付て干渉に亘るが如き事なきに留意せしむべく公正なる方法を執らしむること

ハ 選定の期限は七月二十八日迄とすること

二 前項に依り選定の銓衡員をして左記に依り代表委員候補者を投票せしむること
イ 代表委員候補者の資格
右銓衡員に於て最適任者なりと思料する者を投票せしむべく資格に付何等の制限を設げず

ロ 投票の期日 七月二十九日

ハ 投票の方法

い 直接投票の方法に依るときは一定の場所を設け一定の時間中に行ふこと
ろ 郵便投票の方法に依るときは七月二十九日附消印あるものは之を有効とするも

到達の分は之を無効とす
八月二日を以て締切りとし以後所管廳に

は 同一管内に於て右の二方法は之を併用すべからざるものとす

ニ 投票用紙

投票用紙は外務省より交付したるものに府縣廳又は鑛務署等の印を押捺し之を使用せしむるものとす

ホ 投票の取纏

投票は所管廳に於て一旦取纏め候補者得點表作成の上投票と共に外務省臨時平和條約事務局長宛至急郵送すること八月七日以後着の分は之を無効とする不得已ことあるべきものとす

所管廳にして遠隔地にある等右郵送に時日を要する場合に在りては参考の爲電信報告をも徵すること、せり

三 外務省に於て最後に得點調を爲す場合に於ては同點者に付ては抽籤に依り順位を定むべく投票の最多數を得たる者より數へて三人を以て候補者とし派遣方を交渉すべく受諾者なきときは派遣せざるものとす

政府側代表委員決定

政府側代表委員は七月二十一日左の如く決定した。

特命全權大使 安達峰一郎氏

正三位勳一等 道家 齊氏

使用者側代表委員選定

使用者側代表委員選定

使用者側代表委員は八月三日、東京商業會議所で開かれた全國商業會議所聯合會の常任委員會で元住友銀行の重役で大阪商業會議所の推薦した

労働者側代表委員選定

労働者側代表委員の選定に就ては上述した銓衡方法に従つて全国各地に於て、七月二十八日迄に、先づ労働代表銓衡委員の選舉が行はれ、二十九日には此等の銓衡委員によつて労働代表の選舉が行はれた。日本

労働總同盟を始め労働組合同盟會其他の多數組合は國際労働總會に労働代表を送るは無意義であるとの考へから既に銓衡委員の

今同氏に決定するに至つた事情を見るに、東京側では第三回の商工業關係を離れた農業勞働問題で行つた田村律之助氏は別として、第一回第二回共に關西側即ち第一回には神戸の武藤山治氏が、第二回には大阪商船の堀啓次郎氏が行つたので、今度こそは關東側から出し度いとの下心から横濱商業會議所の井阪孝氏を勧めたが承諾を得なかつたため、石川島の社長渡邊嘉市氏、富士紡の持田巽氏なども問題にして見たものゝ、持田氏は實業團一行に加はつて歸つた許りで受けないだらうと云ふので渡邊博士を推した。然るに大阪側では、ガエルサイユ會議へ西園寺公に隨行して勝手が分つて居る山下芳太郎氏が適任であると主張したに對し、京都、神戸の關西側商業會議所と中部の名古屋商業會議所が應接して大阪側の意見を支持したので、結局山下氏と云ふ事になつたのである。

選舉に際して棄權したが、勞働代表の選舉涉となり、十五日、氏は正式に勞働代表受に際しても、東京府に於けるが如く、何故諸の旨を發表した。

涉となり、十五日、氏は正式に勞働代表受諾の旨を發表した。

に求めて議場混亂し、僅か一票の投票を見
たに過ぎないものや、又吳海軍工廠に於け
上述した各側代表委員の顧問及び隨員左

上述した各側代表委員の顧問及び隨員左の如くである。

表を選ぶが如きは不可能なりとして全部棄權したものなどがあつた。かくて八月八日外務省に於て選舉開票が行はれ、左の如き結果を示した。

隨員
外務書記官
工場監督官
外務事務官
內務書記官
農商務書記官
農商務事務官
廣業監督官
北東藤下
川西浦阪
三浦惟一氏
俊藏氏
赤道
吉阪
佐
福之
正道氏
譽次氏
實三氏
安衛氏

百二十九票
川合信水氏
賀川豐彦氏
百〇六票

右三氏の中、川合氏は健康が許さぬのを理由とし、又賀川氏は（一）政府自らが認め

僕凡者似
勞動者側問
勤六等諸井
武藤四郎氏
七郎氏

行つて大騒ぎする必要がない、（ニ）ゼネヴ
アへ行けば日本政府を攻撃しなければなら
ぬ而も現在の資本家に對してより以上に攻
撃しなければならぬ、蓋し労働組合を認め
ないから、（三）父勞働政治に携り度くない
と云ふ理由で、何づれも代表を辭退したの
で、第三候補者たる協調會の田澤氏への交

既に勞働代表の選舉に際して多くの勞働組合が棄權したのは前述の如くであるが、協調會理事田澤義輔氏が勞働代表として總會に出席する事に確定するや之に對する反對運動が起つて來た。今其主要なるもの一三を擧げれば次の如くである（此等の運動が如何なる效果を齎したかは後述總會の

勞動代表反對運動

経過中に於ける資格審査問題の項を見よ)。

アリサリ・ヘンタリソング君、
日本に於ける、兵器及軍需品製造工場の労
働者を以て組織せる向上會は、本年八月六日
の其大會の決議に従ひ、貴下を通じて第四回
國際労働總會に次の諸項に就き訴へ度い。

一　ワシントンに於ける第一回國際勞働會議に於て決議せられた、九時間半勞働、一週一回の休日、十二歳以下の幼年勞働者雇

倅の禁止婦人及少年勞働者の就業禁止、產前產後六週間妊娠の休養等日本に對する決議勸告は、世界的に觀て極めて後れたものであるにしても、日本の八十萬の女工及び三十五萬の少年勞働者の保護されざる悲惨なる勞働生活の現狀に鑑みて、急遽實施さるべきものであつた。然るに右決議の實施期なる本年七月一日は空しく経過し、日本政府は其閣議に於て國際勞働規約九箇條の内最も重要な五箇條を否認し去つた。

二 第四回國際勞働總會に日本の勞働代表たる田澤義輔氏は断じて日本の勞働者の自由意志に依り選出せられたものではない。嘗て第一回の總會に於ける林本氏の選出に

日本労働年鑑

選舉に際して棄權したが、労働代表の選舉に際しても、東京府に於けるが如く、何故に斯かる選出方法を探りしやの説明を當局に求めて議場混亂し、僅か一票の投票を見たに過ぎないものや、又吳海軍工廠に於けるが如く、斯かる短期間に適當たる労働代表を選ぶが如きは不可能なりとして全部棄權したものなどがあつた。かくて八月八日外務省に於て選舉開票が行はれ、左の如き結果を示した。

百二十九票	川合 信水氏
百〇六票	賀川 豊彦氏
九十五票	田澤 義輔氏

右三氏の中、川合氏は健康が許さぬのを理由とし、又賀川氏は(一)政府自らが認めない所の國際勞働會議にゼネヴァまで態々行つて大騒ぎする必要がない、(二)ゼネヴァアへ行けば日本政府を攻撃しなければならぬ而も現在の資本家に對してより以上に攻撃しなければならぬ、蓋し労働組合を認めないと云ふ理由で、何づれも代表を辭退したので、第三候補者たる協調會の田澤氏への交

政府側	顧問	外務書記官 工場監督官	赤松 吉阪	祐之氏 俊藏氏
使用者側	顧問	内務書記官 農商務書記官	三浦 川西	惟一氏 實三氏
労働者側	顧問	外務事務官 農商務事務官	竹下 加藤	譽次氏 正道氏
		鑛業監督官 遞信局書記官	北原 土屋	安衛氏 其治氏
		正八位勳八等	都竹要次郎氏	
2	労働代表反対運動	勳六等 諸井 四郎氏	武藤 七郎氏	

對し我等の友誼團體なる友愛會及信友會は國際労働規約第三百八十九條の精神を無視したる故を以て抗議した。また第三回の總會に於て、日本の労働代表松本氏は自ら自己が労働者に對する政府の不法の干渉の下に選出せられたことを告白したことは恐らく當時の會議の記錄に歴然たる處であらう。然るに今亦田澤氏は労働組合の意志を無視したる政府の策略の下に工場主及び工場主の意志に迎合する長階級との協議の下に選出されたものである。我等は再び我等の代表者の名を僭して我等の代表者たらざるものに對し、抗議せざるを得ない。

三 日本の労働者の労働生活は、歐米諸國の労働者の想像し得ざる程、苦痛多く、保護なきものである。故に日本に於ては世界の如何なる工業國よりも労働立法の必要はより大である。然るに今日迄の國際労働總會の日本労働者で及ぼした影響は皆無であり、且つ日本政府の意嚮は前述の如くである。今や日本の労働者は國際労働會議の効果を疑ひつゝある。恐らくかくの如き狀態がなほ今後數回に亘るならば、日來の労働者は國際労働會議に對し不信の意志を表明しかくの如き企圖に反対するであらう。願はくば貴下の努力に依り、國際労働總會に對する日本労働者の意志を明かにし、我等の期待に背かざるやう同會議の將來の進展することを希望する。

一九二二年八月二十六日

對し我等の友誼團體なる友愛會及信友會は

向上會

會長 八木信一
主事 川村國松

口 棚橋小虎氏の抗議

労働總會當時歐洲に滞在して居た前日本労働

總同盟理事棚橋小虎氏は十月九日總同盟理事の名義を以て田澤氏の資格に對して抗議を提出した。同氏の抗議は可なり長文であつて、先づ政府の實行した選舉方法の概略を述べ、田澤氏は主として使用者たちによつて支持せらるゝ協調會の理事として、貴族たる徳川公及び資本家たる濫澤氏の同意を得て政府の熱心なる要求に應じたやうな次第で、此選舉方法が選舉に參加した労働者の間にすら疑問とせられた事は東京府の選舉で百三十三人の銓衡員中投票したもの一人に過ぎないで他はすべて棄權したと云ふ事實に徵するも明白だと論じ、抗議提出の理由として大要左の三點を擧げて居る。

一 日本政府は日本には平和條約に所謂最も代表的なる労働團體なしと謂つて居るが、是は政府が主觀的に決すべき問題でなく輿論により客觀的に決定すべき事である。日本にも會員三萬を有する日本労働總同盟があり、東京大阪に於ける労働組合同盟會、官業労働總同盟がある。此等は最も代表的なる労働團體と認むべきものであるのみならず、政府が第一

回總會の際五千の労働組合の意見を聽き、第二回總會の際海員組合の意見を徵した様な過去の事實から推すときは、政府自身と雖も重要な労働組合の存在する事を否認する事は出來まい。

二 政府は平和條約の精神に鑑みて労働者大多數の希望に副ふがために今回の様な選舉方法をとるに至つたと云つて居るけれども、政府に平和條約の精神に副ふと云ふ誠意のない事は第一に平和條約第四二七條の結社の権利に違反して實際上組合の活動を阻止し從つて其發達を妨ぐる治安警察法を廢止して居ない事第二に政府はワシントン總會の諸條約案殊に時間制、婦人夜業禁止及び年少者夜業禁止に關する條約案を其當時の約束にも拘らず批准しない事、第三に政府は労働條約案を議會に提出しないで輿論の以て権限ある機關と認めない権密院に付議して居る事でも知らるゝ次第である。尙政府の今度採つた方法に依るも實際選舉に參加したものは工場及び鎌山労働者の半數を出でず三百人以下の使用者する工場及び鎌山の労働者其他の労働者は全然除外されて居る様な次第である。

三 田澤氏を理事とする協調會は労働組合運動を抑壓する目的を以て官僚及び資本家の共同して設立したものであるから田澤氏は労働者階級を代表する事は出來ない。田澤氏が選舉に於て高點を得たのは使用者側の勢力に依つたものに外ならぬと云ふのである。そして最後に次の様な事が云

つてある。

平和條約第三八九條の精神は各國の労働者をして自ら労働代表を選定せしむるに在るものと信ぜらるゝ。従つて組合運動の充分發達しない國に於てこそ一層労働團體と協議して代表を選定するの必要がある譯である。然るに労働總會は日本の如き労働團體と協議しないで選定された代表をこれ迄幾度も受け容れたそこで日本の組合労働者の多數及び日本労働總同盟の多數は國際労働總會を信賴しない様になつて居る。

「我日本勞動總同盟は國際勞動會議に關して
去る八月二十日中央委員會を開催しました。
そして其の決議に依り貴下に對して此の書翰
を送る事を署名人たる吾等は至大なる光榮と
するものであります。而して吾等は貴下が此
の提議を援助せられ尙出来る丈け廣く公表宣
傳せられん事を信じ且つ希望する。

第三の理由としては、華府に於ける第一回
會議に於て、我が日本政府は特殊國扱ひを懇
請し、漸く條約案に同意せろに拘らず、未だ
其の特殊條約をも實施するの誠意あるなく、
當時の政府代表鎌田榮吉氏は恬として現政府
の文部大臣の要職に居る。之れ只に我が日本
政府のみならず世界の強國一として之が實行
に誠意あるものなく甚苗今日に至つて居る。
斯くて我等は國際會議創設の頭初に初て同
會議に對し尙幾分の期待を持ちしと雖も、今
や全然絶望の外なきに至れり。故に我等日本
の組織める労働者は有害無益なる同會議が速
に廢止されん事を希望す。

而て吾々労働者の運命の開拓は労働者階級
獨自の力に俟つの外なく、政府及び資本家の
良心に依頼す可きものならざる事は、之れ我
等労働階級の確信である。故に本會は、政府
統制の手を離れ、眞に労働階級の國際會議の
開かるゝ事を切望し先づ現在の國際労働會議の
を無効ならしめんため今後各國より斷じて労
働代表を送らざるべき、各國労働團體の協力
を希望して止まぬ次第である。東洋に於ける
微力なる労働組合の名を以て萬國無產階級の
同情に訴ふ。」

國際勞動總會否認運動

労働代表反対運動は從來屢々行はれた所であつたが、今年に入り國際労働總會其者を否認せんとする傾向が現はれて來た。即ち日本労働總同盟では八月二十日中央委員會開催の結果左の如き書翰を各國の労働團體に發送した。

查委員會の報告に於て日本の代表選定に就て
は條約第三八九條の規定に従ひ産業上の團體
と協議する事を希望すると述べて居る。で第
四回總會では以上の通り平和條約に違反して
選定せられた代表委員を拒否するに決定せん
事を望む。」

理由の第二としては、華府に於ける第一回
會議以來日本政府の採つた労働代表選舉の方
法である。政府は労働組合を無視して舛本卯
平氏を選定し、労働階級の猛烈なる反対あり
しに拘らず遂に之を送りて非違を遂げた。第
三四代表松本氏、殊に今回の第四回總會労働
代表者田澤義輔氏の選舉の如き常に組織ある
労働者に投票の機會、自由を阻止した。而し
て國際労働會議は之等労働代表の資格に關す
る本會並に我が國労働組合連署の、即ち我が
國労働者階級中の尤も自覺ある組織労働者の
意志を完全に代表せろ抗議を何等重要視する

又八月二十日には機械労働組合聯合主催
總同盟、同盟會、芝浦労働組合後援の下に
田澤代表反對國際労働會議否認の演說會

が東京神田の松本事で開かれた。

三 總會の經過

概觀

第四回 總會は理事會所定の如く十月十八日からゼネヴァのクルサールに開かれた。百十二名の代表者と略同數の顧問とが出席した。代表者を送つた國々は左の三十九ヶ國である。

南アフリカ、アルバニア、ドイツ、イギリス、オーストリア、ベルギー、アラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、支那、コロンビア、キューバ、デンマーク、スペイン、エストニア、フキンランド、フランス、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、インド、イタリ、日本、ラトヴィア、リスアニア、フルウェー、オランダ、パラグアイ、ボーランド、ポルトガル、ルーマニア、サープクロアートスロヴェニア、シヤム、スエーデン、スキス、チエツコスロヴァキア、ウルグアイ、ヴェネズエラ。

始め、理事會の組織改正、總會の開會、度數、總會の議事規則に就き審議する組織改正委員會、移出民及び移人民に關する統計を審議する移民統計委員會、條約案修正方法を審議する條約案修正委員會、失業に關する報告を審議する失業委員會の任命を見、二十七日に至つてベルリン駐在キューバ全權公使ベタンコート博士が副議長に選ばれた。十月二十日の第五回本會議にては、書記局長アルベルト・トーマ氏は事務局長として過去一ヶ年間の事業成績の報告をなし、二十六日の第十回本會議迄は、論議は主として此報告に集中されたが、以後各種會議事項の審議に移つた。かくて開會以來、本會議を開く事二十一回、移民に關する情報に就ての勸告、理事會組織に關する條約文改正案の決議、勞働總會開會度數に關する決議、失業の調査に關する決議等を可決せし外、勞働理事會の改選（之に就ては前述の勞働理事會の項を見よ）、議事規則の改正等を行ひ十一月三日閉會した。開期の比較的短かつたのは、議題の少なかりしと、代表者等の希望とによるのである。左に最も重要な問題のみに就き其討議の経過を掲げるであらう。

1 勞働理事會組織改正問題

組織改正問題委員會は理事會の組織改正に就ては、平和條約第三百九十三條改正の目的を以て理事會の提出した原案を攻究し（右原案に就ては、前述第十二回勞働理事會の項を見よ）、其最題の項を削除した外、原案通り可決した。而して此改正案は十月三十日の第十四回本會議に於て討議された。先づインド勞働代表ジョーン氏は「勞働理事會員を二十四名より五十六名に増し然も重要產業國を八より六に減ぜんとする此提案は非ヨーロッパ諸國の政府に對し全代表使用者及び勞働者に對しては二十五パーセントの代表を與ふるに過ぎない。非ヨーロッパ諸國の全體はヨーロッパ諸國全體の四分の一なりや。本總會に勞働代表を送れる

い。然も此等の國は小國ではないのである。非ヨーロッパ諸國の數の前に「少くとも」の字を加ふれば非ヨーロッパ諸國の労働者は一時此提案を容れてもよい。理事會員數の增加は、ヨーロッパの小國の利益のためになされたものと思はれる」と論じて提案全體に反対した。デンマーク労働者側顧問ヘデボル氏は一般労働者の見地から、非ヨーロッパ諸國の産業の發達と労働團體や社會立法の發達との現狀を以てして是れ以上を要求するは却つて不利であらうとて提案に賛成した。ベルギー政府代表マハイム氏は「委員會の提案の各項を別々に採決し度い。然らずんば聯盟構成國の議に附せられし時、二三の國が些細の事に反対なため四分の三の多數を得る能はざる恐れがある」と述べた。議長は「各項別々に決を取り度いさうすれば普通の多數決でよく、三分の二の多數を得るや否やは起草委員會から返付された際の最終採決に譲ればよい」と述べた。之が承認された後第一項は異議なく可決。第二項はカナダ政府代表ラボアント氏とイ

ンド政府代表バズー氏との問題としたもので、兩氏は六國の指名に代ふるに八主要產業國の文字を以てすべしと主張するのである。ラボアント氏は「平和條約に存する八主要產業國の文字を斯く變更せし最大理由は何づれの國を第七位及び第八位とすべきに深めらるべきを恐る」と。ベルギーのマハイム氏は「平和條約締結當時の事情を述べて此修正案を不可なりとし「八ヶ國」と云ふやを知る事困難だと云ふにある。然し何故如き數字的解決は過去に於ても然りし如くに、八主要產業國決定の標準如何を攻究するに、八主要產業國決定の標準如何を攻究するため任命された國際聯盟の委員會の結論に注意せざりしや」とてカナダが最長の鐵道線路を有する事、商船の多き事等をあげて八主要產業國中に入るべきを主張し「斯くの如き條項が採用さるゝに至らんか、そはのソカール氏は「カナダの修正案に賛する然らずんば聯盟構成國の議に附せられし時の不正である。余の修正案は實に現在に於てのみでなく又將來に於て此不正を避け得るから此點を少し修正し度い」と云ひ、プラシメル。蓋し他日理事會に地位を占むるのも、理事會員となる他の國々の選舉に際しも、理事會員となる他の國々の選舉に際し八主要產業國が尙權利を有するは不可であるから此點を少し修正し度い」と云ひ、ジル政府代表バルボザ・カルネイロ氏は「主要產業國の決定に際し、労働機關の農業に關する權限に就ての常設國際司法裁判所の決定を考慮せられん事を求む」と述べた。かくて採決の結果ラバアント・バズー兩氏の修正案及びソカール氏の修正案可決、二項民に好感を與へた八主要產業國へのインドの算入が忽ち此總會で覆されんが、全然ない事はない西歐諸國に對する不信の念が更に深めらるべきを恐る」と。ベルギーのマハイム氏は「平和條約締結當時の事情を述べて此修正案を不可なりとし「八ヶ國」と云ふやを知る事困難だと云ふにある。然し何故如き數字的解決は過去に於ても然りし如くに、八主要產業國決定の標準如何を攻究するに、八主要產業國決定の標準如何を攻究するため任命された國際聯盟の委員會の結論に注意せざりしや」とてカナダが最長の鐵道線路を有する事、商船の多き事等をあげて八主要產業國中に入るべきを主張し「斯くの如き條項が採用さるゝに至らんか、そはのソカール氏は「カナダの修正案に賛する然らずんば聯盟構成國の議に附せられし時の不正である。余の修正案は實に現在に於てのみでなく又將來に於て此不正を避け得るから此點を少し修正し度い」と云ひ、プラシメル。蓋し他日理事會に地位を占むるのも、理事會員となる他の國々の選舉に際しも、理事會員となる他の國々の選舉に際し八主要產業國が尙權利を有するは不可であるから此點を少し修正し度い」と云ひ、ジル政府代表バルボザ・カルネイロ氏は「主要產業國の決定に際し、労働機關の農業に關する權限に就ての常設國際司法裁判所の決定を考慮せられん事を求む」と述べた。かくて採決の結果ラバアント・バズー兩氏の修正案及びソカール氏の修正案可決、二項

參項の修正されし改正案全體が六十五對十四、保留一にて可決。同日午後の第十六回本會議で六項七項可決、五項を除く理事會員の任期は懇會の開會度數問題決定後に延期（改正案全部は四十八對十にて可決。理事會員の任期を三年とする第五項は十一月一日の第十七回本會議で可決、かくて第三百九十三條改正案全部は十一月二日の第十九回本會議で八十二對二、保留六で可決された。

2 勞働總會開會度數問題

此問題に對する勞働理事會の原案は「少くとも毎年」を「少くとも一年毎に一回」に改正せんとするにあつたが（各原案に就ては前述第十二回勞働理事會の項を見よ）、組織改正問題委員會は十七對十五で此原案を否決し、「開會度數は現在の儘とし、勞働總會は隔年に準備會議と決定會議を開催し、會議事項の審査に就ては第一次會議は條約案及び勸告の一般的討議に費され、決定は單純多數にて可なるべく、此等決定事項に關する條約第四百五條第二項に規定された

條件を具備する終結投票は第二次會議の開催に際し行はるべき」旨の決議案と「遠隔の國々に特殊利害ある國際的重要な事件は、總會の交渉の會議の議題たるべき」旨の決議案とを提案した。此問題は十月三十一日の第十六回本會議に於て審議された。スエーデン使用者代表エドストローム氏は「眞の使用者」が毎年總會に出席するは困難なれば隔年開催に賛すと云ひ、イギリス政府側顧問ウルフ氏は「イギリス政府が隔年開催に賛せしは、毎年開催が強制的でないてふ意味である。年によつては論議すべき充分の問題なき事もあるべく、かかる年の總會は不要である」と述べ、南阿政府代表ウオーリントン・スマス氏は、遠隔の地より毎年代表者を派遣するの困難に總會の注意を求める「代表者は前總會の經驗あると共に白國の勞働事情に通ずる者たるを要する。然し最も短かい總會も三ヶ月の不在を意味するから同一の人を毎年派遣するは不可能である。又事務局の事業を世人に知らしめんため、書記局長や次長が南阿へ訪問せられん

事を希望するが、之がためにも隔年開催に賛せざるを得ない」と論じた。然らば勞働者側の態度は如何。先づイギリス勞働者代表ブルトン氏は「ウォーリントン・スマス氏は國際勞働機關の事業を世人に知らしむるの必要を説かれたが、是れ正に英國勞働者の望む所であつて、總會こそ之をなすの最も有效な方法である。ウルフ氏は其政府から毎年開催に反対すべく訓令された。余は余の政府たる英國の勞働組合會議から隔年開催に反対すべく訓令を受けたのである」と論じて最近の同會議でなされた「本會議は、國際勞働總會を二年毎に一回開催せんとするスヌス政府の提議が、國際勞働立法に對する或る政府及び使用者によつてなされる眞實確乎たる反対の端緒なりと認む」てふ決議を読み上げ、年によつては審議すべき事項なしとなすウルフ氏の議論に至つては唚然として驚くの外はない」と述べた。ベルボーエ勞働者代表メルタンス氏は「三ヶ月毎に開かる、理事會に就ては出席を望む人達が年一回の總會の問題に到つて出席の

時間なしそうるゝは不思議である」とて隔年開催に反対した。茲に於てかスキン政府代表フヰスター氏は「スキン政府が此提案をなしたのは決して國際労働機關に敬意を有するからではない。又他の國例へばベルギーの如きも我が政府と同意見であつた。而して労働者代表中にも現在の制度の危險を認めた人もあり、ウーデゲスト氏の如きも亦現在の如く餘りに屢々會合するは間違ひだとの書簡を總會へ寄せてゐる」とて辯解の辭を述べ、總會は必要ある毎に隨時開催し少くとも一年に一回は開催すべきものとなさば如何と論じた。インド労働者代表ジヨージ氏は「ウオーリントン・スマス氏の所論の如く何故に同一代表者が總會に出席しなければならないかを解するに苦しむ」とて毎年開催に賛成し、フランス労働者代表ジユードー氏は「フヰスター氏はウーデゲスト氏の毎年總會を非とせる一節のみを引用されしも、ウ氏は他の處に於て労働機關の活動を促進する他の完全なる制度を提案してゐる。又採決されし條約案は果して政府

の要求に比し多過ぎる事ありや、若し然りとせば是れ一九一九年當時の熱誠薄らぎしがためである」とて毎年開催を主張した。ウルグアイのルイシ夫人亦毎年開催に賛成し、マハイム氏の討論終結動議が三十二對二十八で可決されたが採決の方法に就ま議論が出たので討論終結動議は撤回された。

カナダ政府代表マードック氏は何等重要な問題なきにゼネヴァに來るは時間の浪費であるとて隔年開催に賛したが、ヴェネズエラ政府代表ズメタ氏はブラジル、キエバ、コロンビア、ウルグアイ及びヴェネズエラを代表して毎年開催に賛意を表し、スペイン政府代表バラシオス氏、フキンランド政府代表トイヴォラ氏亦之に和した。「必要な事に應じて且つ少くとも二年に一回」總會を開催せんとするエドストロエーム氏の修正案は五十對三十三で破れ、組織改正委員會の提案にかかる第一決議は六十一對十二で可決、第二決議は五十一對十七で否決された。

3 移民統計問題

十月二十八日の第十三回本會議に於て、移民統計委員會の副委員長ムーア氏は報告を提出し「此報告は問題の一断片に過ぎない。是によつて總會が將來移民に關するより重要な諸問題を更に攻究するための端緒を開かん事を希望する」と附言した。ドイツ政府側顧問シヨルツ氏は委員會提出の勧告案を賛意を表し、デンマークのブロッホ夫人は第二項の年齢の下に「十五歳以下十五歳以上五十五歳迄、及び五十五歳以上」を挿入し又其項目中に「他の人の保護の下に旅行しつゝある人及び其數」を加へ度いと述べ、此事は女子及び少年保護のために必要な事、第十回労働理事會は總會の議題審議の際、女子及び少年の輸送禁止を容易ならしむるためより詳細なる分類の案を立てた事を説き、一九二三年の總會の議題を攻究する一小委員會を設け度いと論じ、ウルグアイのルイシ夫人はブロツホ夫人の主張に賛成した。イギリス政府側顧問アレン氏は第三項の或規定例へば身分證

明書用紙の記載事項を一定する事若くは統計的情報の記載方法を一定する事などを包含する協約の締結に就てはイギリス政府代表は英國の現状及び財政の點から考へて保留をしなければならぬと述べた。ベルギー使用者側顧問アベル氏は移民に便宜を圖らんとする汽船會社の努力を述べ「北米合衆國の法律は勞働契約なくして移民の入國を禁じてゐるが、問題の根本的解決には移民を受くる國々の移民入國に關する法律の改正を必要とする」と論じた。第一第二第三の三項が可決された後、議長はウルグアイのルイシ夫人の内外國人を區別して性別及び詳細なる年齢別の統計をとり之を事務局に報道せしめんとする提議を議に付した。カナダのムーア氏は委員會の副委員長として「問題は充分攻究を經たのであり且つ餘りに詳細な規定は多くの國をして之が批准を躊躇せしめる事となるだらう」と述べたが、フランスのジューイー氏は移民問題の攻究に就ては國際勞働事務局と國際聯盟の女子少年輸送委員會との協力の必要なる事

を高調したので、ルイシ夫人は更に自己の主張せる修正の必要を力説した。書記局長トーマ氏は「ルイシ夫人の要求が充たさるべきや否やは採決後でなければ解らないが、最も簡単な解決法は勸告は之を其儘とし、決議案審議の際、年齢別の重要に就き國際勞働事務局の注意を促す一項を加ふるに有る」と述べた。茲に於てか修正案は撤回され勸告案は六十九對零で可決、次いで決議案の討議となり、ルイシ夫人の提案にかかる年齢別の重要に對し特に國際勞働事務局の注意を引かん事を求むる修正案を可決した。更に「總會は國際勞働事務局が女子及び少年の輸送に就き國際聯盟と引續き協力すべき事を希望す」との第二の決議を可決、兩決議は攻究のため理事會へ送られた。かくて修正されし移民統計委員會の報告は五十六對零で承認され、十一月二日の第十九回本會議に於て、移民統計に關する最終採決が行はれ八十七對零で採擇された。

條約案改正方法問題を審議する委員會は一の小委員會を任命し、該小委員會が此問題を、法律と政治の兩見地から充分に攻究した。イギリス、フランス、ドイツ、イタリー、ルーマニア及びベルギーの法律専門家が意見を述べた。そして條約案の主要條項に何等影響を及ぼさずして各國の政府が決議案の討議となり、ルイシ夫人の提案にかかる年齢別の重要に對し特に國際勞働事務局の注意を引かん事を求むる修正案を可決した。更に「總會は國際勞働事務局が女子及び少年の輸送に就き國際聯盟と引續き協力すべき事を希望す」との第二の決議を可決、兩決議は攻究のため理事會へ送られた。かくて修正されし移民統計委員會の報告は五十六對零で承認され、十一月二日の第十九回本會議に於て、移民統計に關する決議は十一月二日の第十八回本會議で満場一致で可決された。

4 條約案改正方法問題

事務局長は失業問題に關する一の特別報

告を總會に提出した。此報告は昨年の第三回勞働總會に於て可決された失業問題の調査會を設ける事及び失業の國際的對策研究のための勞働總會召集に對する必要なる交渉をなす事を理事會に命ずる決議（本年鑑大正十一年版三九二頁参照）に其端を發してゐる。此報告は失業危機の範圍を示し、之がために採られつゝある對策を述べ、失業の原因を究めんとしたものであるが、必要な調査研究を更に進めん事を提議してゐるのみで何等か他の行動に出でん事を總會に求めてゐるものではない、失業委員會は此報告を基礎として事務局の行ひつゝある失業問題調査に關する六項からなる決議案を作成した。そして之は第十七回及び第十八回本會議で審議された。先づ議論は主として調査の範圍如何に集中された。南阿のウオーリントン・スミス氏は「文書上の調査が各種財貨の生産及び消費の運行に關聯してなさるべしとある決議案第二項後半は之を削除し度い。事務局の活動範圍外に出づる餘りに廣き調査をなしむる事は之を防

ぎ度いから」とて一の修正案を提出したがスペイン労働者代表カバレロ氏は「事務局の蒐集する情報はなるべく廣汎且つ完全なるを要す又生産消費の問題と關聯すべきは勿論である。労働者階級は失業に關する知識に乏しいからなるべく多くの情報を與へる事が必要である」と述べて原案維持を主張し、ドイツ労働者代表ヴィッセル氏亦之に和した。採決の結果、スミス氏の修正案は四十八對二十五で否決された。スミス氏は更に第五項に對する修正案を提出し、失業の「豫防」なる語を避け、「協力」なる語を變更して「比較研究」・「情報の蒐集」等の語を用ひんとした。其理由は「豫防」なる文字は失業者をして實現不可能なる希望を抱かすものであり、又豫防に「協力」する事は各國の行政に屬し事務局のよく示し得べき所でないと云ふにある。イギリスのブルトン氏は「スミス氏は高き希望は忽ちに地上に粉碎されんと論ぜらる。然し乍ら希望低くして結果の舉がらざるも吾人は寧ろ希望

失業者の悲惨なる狀態を述べて之が救濟の必要を高調しスマス氏の修正案に反対した。ベルギーのメルタンス氏亦總會は總ての可能なる失業豫防策が採らるべしとの明確なる意見を表示せざるべからずとて之に和したのでスマス氏は修正案を撤回した。第六項の文字の正確を期せんとするシユルヒ氏の修正案は十六對三十三は否決、委員會案の第五項に代ふるに失業對策の攻究に際して國際聯盟の經濟財政部と協力する事等を含める一の新項を以てせんとするラザール氏の提議は五十三對十三にて可決、他の諸項は異議なく可決、かくして失業に關する決議は可決を見た。

6 資格審査問題

十月二十七日の第十一回本會議に、「南阿及び日本の労働代表に對し抗議が提出され居るけれども、之に關する報告提出前、此等の抗議に對するより明確なる情報を得る事が望ましい。從つて抗議に對する意見は其上で決し度い」と資格審査委員會の第一回報告が提出され五十九對零で承認された

之より先き棚橋小虎氏より田澤勞働代表に對する抗議書が提出されて居たので、資格審査委員長は、日本の労働代表に就て從來も屢々抗議に接し今此抗議を見たのだから、日本政府代表の満足なる説明を聞いた上でなければ日本労働代表を承認する事は出來ないと云ふ趣旨の報告書を詮衡委員會に提出した。ために我が安達政府代表は十月二十四日棚橋氏の抗議書に對して辯明書を提出すると共に翌二十五日には更に大要左の如き趣旨の説明書を資格審査委員其他の者に配布した。

一 我國の労働組合は成立して日未だ淺く其發達も充分でない。現在の組合數は約三百に達して居るが労働者總數の約七百萬に對して労働組合員數は至極少數で比率を以て謂へば労働組合員數は百分の二を出でない。かう云ふ事情からして多數である非労働組合員を無視して労働組合と協議して選定したせる譯には行かない。殊に巴里平和會議の當時條約第三八九條の制定された時に當時の本邦委員が本邦の労働組合の狀況に鑑み之に適當する規定を設くるがために質問した結果、現在の様に「最も能く代表する團體存在する場合に於ては」と云ふ文句が挿入された様な次第であつて華府總會に於ても時の法律顧問ハドソン氏は資

格審査委員會の諸間に答へて相當なる程度の組合の存在しない場合には平和條約に所謂代表的な團體は存在しないのであつて産業上の團體と協議する必要ない事を認めて居るのであるから、か様な次第で日本政府が最も代表的な團體なしと認めて今度の様な方法を探つたのは平和條約の規定に違反する事ではない。

二 日本の今度採用した方法は組合員も組合に屬しないものも含めて全國の労働者の參加を認めた謂はゞ一種の普通選舉法で我國労働組合現狀に鑑み慎重に考慰した上で案出された法であるから最も公正にしてデモクラチックのものと云はねばならぬ。三百人以上を使用する工場及び礦山の労働者に限つて選舉に参加せしめたのは他意があつた譯ではなくかくして労働者の大體の意向は推知する事が出來ると信じたからである。殊に政府のやつた方法が公平で使用者側から干渉などの出なかつた事は抗議の提出者たる棚橋氏の所屬なる日本労働總同盟の幹部たる賀川豊彦氏が多數の得票を以て候補者に當選したる事實が最も雄辯に物語つて居る。

三 田澤代表は以上の如き公正にしてデモクラチックな方法によつて選出せられたものである。同氏は是迄熱心な青年教育及び労働者教育に盡瘁して來た立派な人格者であつて其就任は同氏自身の信念に基き徳川公や濫澤子などの勸誘の結果就任したものではない。

尙抗議書には労働者のうちに政府の採用し

た方法に反対して棄權したものがある様に書いてあるが東京府での出来事は遺憾なる出来事ではあるが元來深い理由のあつたものではなく、是の一偶然なる一事件に過ぎない。之を全國に通じて見る時は棄權者の數は投票者の數の一割を越えない。のみならず労働組合側では労働總會その者を政府及び資本家の御用機關なりと見て之を排斥したやうな事實もある。要するに今度の方法が認められず從つて田澤代表が失格する様な事があれば將來日本に於ける労働代表の選定は極めて困難となるであらう。

かくて十一月一日の第十八回本會議に至りて、日本、ブルガリア、南ア各労働代表及びインドの顧間に對する抗議に就ての決定を含んだ報告が提出された。其中、日本本の労働代表に對する抗議に就ての決定をあげると次の如くである。

一方に於て日本政府代表により他方に於て日本労働總同盟の少數代表者により提出されし事實を調査した結果、委員會は日本に於ける労働運動組織の現狀に就き明確なる觀念を得る事が出來なかつた。同時に委員會は、日本政府が労働代表任命のため特別の選舉制度を用ひる事により國際労働機關の一員としての義務を果せるものと自ら信じ且つ十分に代表的なる産業上の團體が存しないにも係らず尙代表者の一人でも缺けざるを重要なりとしぬ

事を認めるものである。

資格審査委員會は、此問題に就き熟考したる後、日本政府が平和條約第三百八十九條所定の義務を果さなかつたとの結論には到達し得なかつた。故に委員會は總會が日本労働代表の資格を認めん事を求むると同時に、日本政府が將來、組合を作れると否とを問はず、日本に於ける労働者數の正確なる情報を供せん事を希望する。日本政府によつて示されたる進歩的精神を熟知せる委員會は、日本政府が労働團體の自由なる發達を促進し且つ將來は平和條約第八編の規定に全く一致せる労働代表任命方法を探るに躊躇せざるべきを確信するものである。

南阿のウオーリントン・スマス氏及びイギリスのブルトン氏は此報告提出の餘りに遅きを難じ、日本の道家氏は「委員會の決定は之を政府に傳ふべきも日本政府が之に全然従ふは非常に困難である。今年の如き最も立派な最も適切な最も民主的な選出方法を探る事により政府は労働者階級の利益のため可能なるあらゆる事をしたのである」と述べた。此報告は満場一致で承認された。

四 總會の結果

1 移民ニ關スル情報ニ就テノ勧告

2 理事會組織に關する條約文改正案の決議

(一)總會ハ國際労働機關ノ各構成國が移民ノ往住、來住、歸還移民ノ出國及歸國ノ旅行ニ際スル通過ニ關シ又ハ是等ノ問題ニ付キテ採用シ、又ハ考慮シタル處置ニ關スル一切ノ情報ヲ國際労働局ニ通報スルコトヲ勧告ス此情報ハ能フベクバ毎三ヶ月且ツ關係事項ノ起リシ時期ノ終末後三ヶ月以内ニ通知セラルベシ
(二)總會ハ國際労働機關ノ各構成國が情報ヲ蒐集シ得ル限り内國人外國人ノ別ヲ立テ、内國人ニ就テハ勿論外國人ニ就テモ能フ限り左ノ諸點ヲ明カニシテ往住移民及及來住移民ノ總數ヲ關係年度ノ終末ヨリ六ヶ月以内ニ國際労働局ニ通知スルニ付キ所有ル努力ヲ盡スベキコトヲ勧告ス
(三)總會ハ國際労働機關ノ各構成國が能フ限り他ノ構成國々ノ間ニ左ノ諸點ヲ規定スル協約ヲ締結スベキコトヲ勧告ス
(イ)(移民)ナル用語ニ付キ一定ノ定義ヲ採用スルコト
(ロ)斯ル協約ノ當事者タルベキ各構成國ノ主務官憲が往住移民及來住移民ニ對シテ交付スペキ身分證明書用紙ニ記載スベキ一定事項ヲ決定スルコト
(ハ)移民ノ往住及來住ニ關スル統計的情報ノ記載方ニ付キ一定方法ヲ採用スルコト

一 國際労働局ハ十六名ハ政府ヲ代表シ、八名ニ於テ首位ヲ占ムヲ構成國ノ政府ニ依リテ任命セラルベク且ツ八名ハ上記ノ八構成國ノ代表ヲ除ク總會出席ノ政府代表ニヨリテソノ目的ノ爲メニ選定セラレタル構成國ノ政府ニヨツテ任命セラルベシ。代表セラルベキ十六構成國中六ハ非歐羅巴諸國ナルベシ
何レガ產業上ノ重要ニ於テ首位ヲ占ムル構成國ナルヤニ關スル問題ハ國際職盟理事會ニヨツテ決定セラルベシ。使用者ヲ代表スル人々及労働者ヲ代表スル人々ハ總會出席ノ使用者代表及労働者代表ニ依ツテ夫レム選舉セラルベシ。使用者代表二名又労働者代表二名ハ非歐羅巴諸國ニ屬スペシ
理事會ノ任期ハ三年タルベシ
缺員補充及代理員任命ノ方法其他類似ノ問題ハ總會ノ承認ヲ得ルコトヲ條件トシテ理事會ニ依ツテ決定セラルベシ。理事會ハ時宜ニ應シ會員中ノ一人ヲ其ノ議長ノ職ヲ取ラシムルガ爲ミニ選舉シ、自分ノ議事規則ヲ定メ自分ノ會議ノ期日ヲ決スベシ
理事會ニ於ケル代表者中少ナクトモ十二名ヨリ書面ヲ以テ特ニ要求シタル場合ニハ特別會

議チ開クベシ。

3 勞働總會開會度數に關する條約文改正案の決議

委員會ハ條約第三百八十九條第一項ノ規定が現在ノ儲存置セラルベキコトヲ提議スルト共ニ一面勞働總會ハ準備會議及決定會議チ各隔年ニ開催スベキ事チ勸告ス。

議題ニ挿入セラレタル事項ノ審査ニ付テハ第一次會議ハ條約案及勸告ノ一般的討議ニ費サルベク此會議ニ於ケル決定ハ單ニ單純多數ノ票決ヲ必要トスルニ止ムベシ。

此等決定事項ニ關スル條約第四百五條第二項ニ規定ヤラレタル條件ヲ具備スル終結投票即チ三分ノ二ノ多數ヲ必要トスル票決ハ第二項會議ノ開催ニ當ツテ行ハルベシ。

4 失業の調査に關する決議

(一) 總會ハ失業ノ統計チ一層國際的ニ比較スルコトヲ可能ナラシメ且ツ之レヲ國內的ノ見地ヨリ改良スルコトヲ目的トシテ着手シタル事業ヲ繼續スベキコトヲ決議ス。

(二) 總會ハ國際勞働局及國際勞働總會ノ既往ノ決定ニ從ヒ失業ノ問題ニ付キ情報ノ蒐集及國際的ノ連絡ニ關スル事業ヲ活動的ニ繼續スベキコト尙特ニ國際勞働局ノ手ニ依ツテ遂

行セラレタル繼續的ノ文書上ノ調査が各種財貨ノ生産及消費ノ運行ニ關連シテナサルベキコトヲ決議ス。

(三) 總會ハ理事會がゼノアニ於ケル國際經濟會議ニ依ツテ採用セラレタル決議ニ從ヒ上記ノ調査ノ結果ヲ定期的に出版スルコトヲ考慮スベキコトヲ決議ス。

(四) 總會ハ國際勞働局ガ特ニ季節的失業ノ原因及救濟方法ヲ調査スベキコトヲ決議ス。

(五) 總會ハ失業ノ危機ニ對抗スル目的ヲ以テ國際勞働局ガ國際聯盟ノ經濟及財政課ト協力シテ失業ノ危機ノ問題、其回歸並ニ經濟的活力ノ動搖ニ付キ特別ノ調査ヲナスベキコト特ニ諸國ニ於テナサレタル調査ノ結果ヲ對照比較スルコト並ニ經濟的活力ヲ保持シ從ツテ勞働市場ヲ安定セシムル目的ヲ以テ採用セラレタル處置ヲ周知セシムルコトヲ決議ス。

(六) 現存ノ危機ニ關シテハ總會ハ國際聯盟ノ第三回總會ノ決議シタル

「總會ハ失業ノ危機ニ對抗スル事ヲ目的トシテ失業問題ノ國內的及國際的ノ眞相ヲ調査スルコトヲ希望シ且ツ國際勞働局ニ對シ調査ノ方法ニヨリテ財政及經濟ノ諸問題ヲ解決スルニ付キ國際聯盟ノ經濟及財政課ト協議スルニ至ルベキコトヲ要求セル彼ノ千九百二十一年ノ勞働總會ノ決議ヲ考慮シタル上經濟及財政ノ該機關ニ對シ初期ニ於テ行フベキスル協約ノ範圍及方法ヲ準備シ且ツ國際勞働局ニ依ツテ行ハル。調査ニ對シ一切ノ所持ノ情報ヲ提供スベキコトヲ要求ス」

第五 條約案の批准及び各國立法狀況

國際勞働總會で採擇された條約案は、ワシントンに於ける第一回總會のもの六、ゼネラルコトヲ希望シ且ツ國際勞働局ニ對シ調査ノノアに於ける第二回總會のもの三、ゼネラルコトヲ可能ナラシメ且ツ之レヲ國內的ノ見地ヨリ改良スルコトヲ目的トシテ着手シタル事業ヲ繼續スベキコトヲ決議ス。

(二) 總會ハ國際勞働局及國際勞働總會ノ既往ノ決定ニ從ヒ失業ノ問題ニ付キ情報ノ蒐集及國際的ノ連絡ニ關スル事業ヲ活動的ニ繼續スベキコト尙特ニ國際勞働局ノ手ニ依ツテ遂

ナル章句ヲ了得シタル上國際勞働局ガ第三回ノ會議ニ於テ總會自身ノ既ニ採用シタル決議ニ基づキ、一面又國際聯盟ノ經濟及財政ノ機關ト協議ノ上ニテ必要ナル統計的材料ヲ編纂スルニ付キテ取ルベキ方法ヲ決定シテ、該機關ニ對シ諸國ノ取レル貨幣財政及商業ノ諸政策が男女兩性ノ勞働者ニ對スル需要ニ及ボシタル影響ニ關スル一切ノ適切ナル情報ヲ供給セラレン事ヲ直チニ要求スベキコトヲ決議ス。

條約案の運命に就て述べるであらう。

1 國際労働事務局長の條 約案批准現況に就ての 演説

第四回勞働總會に於て事務局長アルベール・トーマ氏の過去一年間の事業成績に就ての報告演説があつたが其中勞働條約案批准現況に関する部分をあげれば左の如くである。

「（上略）労働條約を採擇して其採擇せられたる労働條約が各國において如何に批准せられ如何に實施せられつゝあるやを確める事は我が義務である此點に關する現在の情勢は如何であるか私は最近開かれた國際聯盟總會の第四回委員會において四十六個の批准が既に通告せられたといふことを報告した國際聯盟總會が閉會して以來既に新に條約六箇の批准が通告せられた若しこの總會の空氣に靈感を受くる代表各位がその代表せらるゝ國々に於ける條約批准に付ての最後の決定を促進するためには努力せらるゝならば我々は幸にして更に幾十かの新なる批准の通告を受ける事が出来るであらう。

するに決したといふ通知を受けたといふ事を
付け加へておきたいなほ少年使用に關するワ
シントン條約及びゼノア條約についても日本
の樞密院は關係國內法規改正の手續すみ次第
これ等を批准することに決したとのことであ
る。

かくの如く條約批准の數は日に日に増加し
今日においては正しく五十三個を數へて居る
居る國家の政治若しくは行政の實務に干與し
た經驗のある諸君はこれだけの批准を得るに
就いても我が國際勞働局がどれ程の努力を盡
して居るかしれないといふことを充分に諒解
して呉れることゝ思ふ悲しいかな條約の批准
は自動的には行はれない私は敢て悲しいかな
といふ併し多分これもまた一つの保障であら
う何故なれば若し豫め何等の論議もなくして
安々と條約が批准せらるゝものとすればその
條約の確實に實施せらるゝ見込みは明に一層
少ないであらうから。

さあれすべての條約案に對する各國の批准
數が僅かに五十三個であるとは餘りに少ない
茲においてか國際勞働機關の締盟國である各
國は一つの問題を考へなければならぬことに
なるそれはこれ等締盟各國が平和條約第四百
五條に基いて負擔して居る所の義務である元
よりこの條文の規定は勞働條約を批准すると
しないとについて完全なる自由を各國政府に
與へて居るこれ等政府は勞働條約の規定を立
法の權限ある機關に付議しさへすれば彼等の
義務を盡したといふ事は出來るそれから先は

その條約案が立法府によつて國內法として採用せらるゝ事を期待しようと又採用せられな
い事を期待しようとそれは彼等政府の勝手で
あるともいへないことはないが、同じ論法を
以てすれば國際労働自身さへもたゞ或國がこ
れの條約を批准し他の國家はこれこれの條約
を批准しなかつたといふ事實を記録して行き
さへすればそれでその義務を果したといへな
いものでもない。

諸君これでも國際労働機關だと云へない事はないこれでも考へ方によつては國際生活だと云へない事はない（中略）併し其効果は皆無であるゝであらうかかくの如く國際労働局が無爲無能の狀態で存續する事は道徳的に可能の事であるか、いな私は聲を大にしてそれは不可能であると叫びたい。

各國の主權を保全する爲國際労働機關が如何程多大の敬意を拂はねばならぬとしても又労働總會の權限が如何程せまく局限せられてあるとしても兎も角も我々の義務は主要なる責任はかの平和條約に編込まれてゐる原則を如何にして最もよ實現する事が出来るか又これら等の原則が如何にして條約案として翻譯せらるその條約案が各國各國によつて國內法として施行せらるゝ事が出来るかをあらゆる手段を盡して探究するに存するといふ點においては何人も疑を容れないであらう。これがこの機關の根本的使命である。斯く私が申せば我が國際労働機關に取つて忠實なる親友であ

る處の人々は恐らくかく答へるのであらう。

さりとは餘りに氣が短か過ぎる國際勞働機關の御坊ちやんよ御前さんはやつと誕生僅かに三歳の幼兒ではないかその纖弱い年齢でどうしてさう大それた事が出来ませうかと元より私はこの頓智ある言葉に幾分の眞理のある事を知つて居る。

な **シテ** “Les peuples tous enfouis à peine
se découvrent. パリセイ 亂世の彼らは、
dant leur sommeil” と **カフランガ** の **ガイ** は
“おぬしのたゞ然つて今せば寝もなへ寝端か始む
べ” mettent aux corps mutuels le premier
appareil” と **カフランガ** は云ふ。

る事を知つて居る。殊に幾千年の歴史に亘たるに勞働者の階級のみならず亦實に人類の全般が苦しみ通した揚句彼等の運命を開拓するの手段はたゞ暴力に訴へ又は戦争によるのみの外ないのだといふ事を悟つたのであると思ふ時社會問題並に勞働問題の部面においてかの平和條約にその綱領を掲げたる如き新世界を一朝一夕に創造するの不可能である事を見出しだればとてさう非常に驚くにも當るまいと自分も感じない譯でも

それ然りしかも遂に我々は熟柿主義の政策——季節の到來を待ち繼ける政策——を實行しなければならぬとしても又我々は社會的革命が漸次にそこそこに行はれて我々の事務を援助してくれろに至るのを待つて居らねばならぬ處でそれは我々が無爲無能に存續しなければならぬ事を意味するであらうか、我々の遂行すべき何等實際的の責任が存在しない事を意味するであらうか(中略)。

2
勞動條約批准一覽表

(一九三二年十月末現在)

甲 第一回總會の分（一九一九年ワシントン）

の條約 略約案

2 勞働條約批准一覽表		失業	一九二〇年十月十九日
の略稱	案	業	イギリス
甲	第一回總會の分(一九一九年ワシントン)	インド	ギリシヤ
時間制	批准したる國	イタリー	フキンランド
時間制	批准登録の年月日	フルウェー	イギリス
時間制	一九二二年二月十四日	ルーマニア	一九二一年七月十四日
時間制	一九二一年八月二十四日	スエーデン	一九二〇年十一月十九日
時間制	一九二〇年十一月十九日	スヰス	一九二一年六月十三日
時間制	一九二一年七月十四日	ブルガリア	一九二一年九月二十七日
時間制	一九二〇年六月十三日	ギリシア	一九二二年十月六日
時間制	一九二二年二月十四日	ブルガリア	一九二二年二月十四日
時間制	一九二〇年十一月十九日	ギリシア	一九二〇年十一月十九日
時間制	一九二二年十月五日	イタリー	一九二一年六月十三日
時間制	一九二一年十月十三日	ルーマニア	

が日に日に幾多の困難に遭遇するにつけて、我々は——我々の全體はこゝに一つの義務を感ずる事が必要となつて來るその義務たるや外でもないそれは現存する公然的、又隱密的なあらゆる非難や反抗にもかゝはらず我々の基本憲章である彼の平和條約十三編前文の制定、又我々のために數箇の根本原則を規定してあるその第四百二十七條の規定の編成について我々全體が今更ながら想を回らすといふことであるこの基本憲章世にこの根本原則こそは實に正義の規律をして自らを暴力の支配に置き換ふる事を可能ならしむるものであり平和と相互愛の精神を附與するものであるこれなくしては國際勞働機關は存在し得ないのである。

業 女子の夜	一九二一年八月二十四日	
	イギリス	ブルガリア
ギリシア	一九二〇年十一月十九日	一九二〇年二月二十七日
イタリー	一九二二年十月五日	一九二二年七月十四日
インド	一九二二年七月十四日	一九二二年二月十四日
オランダ	一九二二年九月五日	一九二二年八月二十四日
ルーマニア	一九二二年六月十三日	一九二二年五月八日
南アフリカ	一九二二年十月六日	一九二二年十一月十四日
スヰス	一九二二年十一月一日	一九二二年十二月十四日
ブルガリア	一九二二年二月十四日	一九二二年十一月二十三日
チエツコスロヴァキア	一九二二年八月二十四日	一九二二年九月八日
ギリシア	一九二二年七月十四日	一九二二年十月二十七日
イギリス	一九二二年七月十四日	一九二二年九月二十七日
ギリシア	一九二〇年十一月十九日	一九二二年十一月二十三日
ルーマニア	一九二二年六月十三日	一九二二年九月二十七日
スヰス	一九二二年十月六日	一九二二年十月九日
ブルガリア	一九二二年二月十四日	一九二二年十一月二十三日
イギリス	一九二二年七月十四日	一九二二年九月八日
ギリシア	一九二〇年十一月十九日	一九二二年十月二十七日
インド	一九二二年十月五日	一九二二年十一月二十三日
イタリー	一九二二年六月十三日	一九二二年九月二十七日
ルーマニア	一九二二年十月六日	一九二二年十月九日
スヰス	一九二〇年三月	一九二二年十一月二十三日
オーストリア	一九二二年六月三十日	一九二二年九月八日
オーストラリア	一九二二年十二月三十日	一九二二年十月二十七日
チエツコスロヴァキア	一九二二年三月	一九二二年十一月二十三日
フキンランド	一九二一年十月十三日	一九二二年九月八日
インド	一九二一年八月二十二日	一九二二年八月二十四日
ダンチツヒ自由市	一九一九年十二月三十日	一九二二年九月八日
ボーランド	一九二一年	一九二二年七月十四日

3 我が國に於ける労働條約案の運命

我が政府は労働條約案に對する權限ある機關を樞密院と解釋し（此解釋が正しいかどうかは問題であるが）、既に原内閣の時代に於て諸條約案を樞密院の議に附した。然し政府及び樞密院の不熟誠は毫も其審議を進捗せしめなかつたが本年六月の頃より、樞密院も屢々所謂精査委員を開催して審査を遂げ十月初旬に至つて其態度を確定した。即ち樞密院では十月十一日午前十時三十分より本會議を開き清浦 濱尾正副議長金子子爵外各顧問官以下、政府側より加藤首相、内田外相、水野内相、荒井農相、前田遞相外各國務大臣、馬場法制局長官、山川條約局長、四條工務局長其他關係諸官列席 清浦議長攝政宮殿下の臨御を仰ぎ開會を宣した後、第一回及び第二回國際労働總會に於いて議決したる左記御諮詢案七件を附議した。

- 一 失業救濟に關する條約
 - 二 海員の職業紹介所設置に關する條約
 - 三 工業的企業に於ける労働時間を一日八時間
- 四 一週四十八時間に制限する條約
産前産後に於ける婦人使用に關する條約
- 五 夜間に於ける婦人使用に關する條約
- 六 工業に使用せらるゝ年少者の夜業に關する條約
- 七 船舶の滅失又は沈没の場合に於ける失業の補償に關する條約

金子委員長から委員會の經過及び結果即ち國際労働條約九件を昨年原内閣の際樞密院を權威ある機關と認め御諮詢是を委員會に附託されたが、高橋内閣を経て現内閣に至るまで政府の方針も屢々變更を見、此間委員會は慎重審議を重ね、結局第一、第二案のみを批准すべきものと認め、第三乃至第七は我國の國情として實施困難なるを以て何れも決否し、尙、

- 一 工業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約
- 二 海海上に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約（國內法工場法海員法等）改正迄一時保留することに決し保留案

は今日上程せざる旨を約四十分に亘り詳細報告するところあり、終つて審議に入り、報告書が既に各顧問官の手許に配附されて居たので別段議論に及ばず、滿場一致委員會

通り決定、左記二條約は可決せられ、正午

散會、攝政宮入御あらせられた。

一 失業救濟に關する條約

二 海員の職業紹介所設置に關する條約

三 工業に使用せらるゝ年少者の夜業に關する條約

即ち九條約中二條約は可決、五條約は否決及び二條約保留（保留案は當日上程せず）と可決された二條項の批准が公布された。

二 各國立法狀況

第一回第二回及び第三回國際労働總會の決議の結果本年八月迄に各國に制定せられた立法左の如くである。

備考 労働總會の結果出來た立法のみで此等の總會當時條約案又は勸告の規定を含んで居たものは含まれて居ない。

括弧内の年月日は公布の日で、（失業）等とあるは條約案又は勸告の略稱である。

甲 第一回總會の分

（イ）條約案實施の法律命令等

オーストリア

- 一 疾病保険法を改正する一九二一年三月十一日の法律（產前產後）
- 二 女子の夜業禁止に關するベルヌ條約加盟、一

九二一年七月二十五日

ベルギー

一日八時間一週四十八時間制法（一九二一年六月十四日）（労働時間、最低年齢、女子の夜業、幼少者の夜業）

ブリテッシュコロンビア

工業労働時間制限法（一九二一年四月）

職業紹介所法廢止法改正法（一九二一年四月）

産前産後の女子傭使法（一九二一年四月）

女子夜間傭使法（一九二一年四月）

工業に傭使せらるゝ幼者の最低年齢法（一九二一年四月）

工業に傭使せらるゝ少年の夜業法（一九二一年四月）

工業に傭使せらるゝ少年の夜業法（一九二一年四月）

ブルガリア

衛生及び工業安全法第十三章の改正（最低年齢）

デンマーク

職業紹介所及び失業保険に關する法律（一九二一年十二月二十二日）（失業）

徒弟法（一九二一年五月六日）（少年の夜業）

一九二二年七月二十日の少年及び幼者傭使法（最低年齢、少年の夜業）

フキンランド
黄燐々寸の製造のみならず其輸入販賣をも禁ずるための一九二二年七月二十日の命令による一八七二年十一月十三日の規定の改正

イギリス
一九二〇年の女子、幼者及び少年（雇傭）法（最低年齢、女子の夜業、少年の夜業）

ギリシア

労働法典中に含まる、一九〇六年の黃燐使用禁止に關するベルヌ條約の規定

一九二〇年一月二十四日の燐寸製造に於ける黃燐使用を禁止する第二千二百七十三號法律

インド

總督の裁可せしインド工場法改正法、一九二二年七月一日施行（時間制、最低年齢）

一九二二年のインド港灣法（改正法）（最低年齢第六條八）

イタリー

燐寸製造に於ける黃燐使用を禁する一九二〇年十二月二十三日の勅令

日本

職業紹介法（一九二一年四月九日公布、同年七月一日施行）（失業）

黃燐々寸製造禁止法（一九二一年四月九日公布同年七月一日施行）

ボーランド

一九二一年三月十七日の憲法第百〇參條第四項（最低年齢）

ルーマニア

職業紹介所組織に關する一九二一年九月二十二日の法律（失業）

スペイン

一九二〇年一月十五日の勅令（八時間労働制

二日の法律（失業）

ベラルーシ

實施の一般規定を定むる）（時間制）

一九二〇年九月二十九日の勅令（失業）

スエーデン

一九二一年六月二十二日の労働時間法（一九

チエツコスロヴアキア

一九年十月十七日の法律を廢止したもの）（時間制）
黄燐使用の燐寸販賣を禁止せる一九〇〇年三月三十日の命令第十七號を改正する一九二〇年二月二十七日の命令

スヰス
黄燐使用の燐寸販賣を禁止せる一九〇〇年三月三十日の命令第十七號を改正する一九二〇年二月二十七日の命令

オーストリア
一九二〇年三月二十五日締結されしイタリーとの條約（議會の協算濟、一九二一年六月十八日の法律第一萬一千百二十六號）（相互待遇）

ベルギー
勞働監督法改正法（一九二一年七月十四日）（官設保健機關）

失業基金等に對する國家の補助を規定せる一九二一年五月七日の命令により改正されし一九二〇年十二月三十日の勅令（失業）

オランダとの條約（一九二一年二月九日）（互待遇）

チリ
勞働監督規定に關する一九一九年命令（第千九百三十八號）

一九二〇年一月二十六日の失業手當令

丙 第三回總會の分

(イ) 條約案實施の法律命令等

インド

一九二一年の工場法改正法(一九二三年七月一日施行)(工業に於ける週休)

(ロ) 勸告の規定を實施せんとする法

なし 律